

は将来の研究にしようということで、委員会は継続してやっておるでございます。近くあらためて事務所の設置の規制については答申がいただけると思っております。

合的に取組んでもらいたいという総括的な答申をこの前書きに出しているわけです。ですから、部分的な一つ一つの問題を処理していくことも大事ですけれども、その前に、提起された総合的な問題に対してどう取組むんだという姿勢がなければ、幾ら審議会に諮問し、答申を受けても、これは審議会の気持ちを無視することにはしないか、ということとは住民の要望を無視することにはしないか、こういう問題が出てくると思うのです。だから重ねてその基本的な姿勢というものについて御答弁いただきたい。

○政府委員(川島博君) たいへんむずかしい御質問でございますして、何とお答え申し上げていいか、直ちに適當なことは思い浮かばないわけでございますが、確かに首都圏は地域計画官庁でございます。ですから、各省の分野でありまして、あらゆる行政分野に目を配って、それらの行政が整正と行なわれるかどうかということを見守

り、必要によっては調整を加える、これを主たる任務としているわけでございます。したがいまし

で私どももいたしましては、できる限り気のついたことは権限のある所管の省庁に申し上げまして、これを各省庁の施策の中になさっていたたくということ、私どもの手元でそういったすべての過密対策を一手にこなすということは、とても私どもの手ではできない次第でございます。

○二宮文造君 大臣、事務局長から、そういう総合的な問題については私どもの守備範囲じゃない……。

○政府委員(川島博君) そうは言っていません。
○二宮文造君 とてもできません、ことばがもう

少し私のほうが強いかもしれませんけれども。結論するところ、そういうふうな趣旨の答弁がいま

返ってまいりました。しかし、御存じのように、現実というものはきわめてきびしい。この間のス

トックホルムの国連人間環境会議におきまして
も、これはほんとうにたった一つの地球だ。しか

し、日本に住むわれわれ、しかも首都圏に住む人
たちにとっては、ほんとうにそれがもうすぐ目の

前に環境破壊というものを見せつけられている。そういうふうな時点に立つてそういう答弁では、一体それじゃどが、だれが、この差し迫った問題について鋭意取り組むのか、私、疑問に思ってきました。どが、だれがこれをやるべきか。これは、ひとつ大臣に答弁いただかなければならぬ。

○国務大臣(西村英一君) 川島君がきわめて正直言ったのでございまして、実はこの首都圏整備委員会にしても、近畿圏にしても、中部圏整備委員会にしても、私は責任者でございまして。しかし御案内のように、事務局を持つておいて、主として各省の総合調整をつかさどっていただく。したがって、総合調整をつかさどるといふからには、これはこういうふうにしたらい、あそこはこういうふうにしたらい、こういう机上のプランだけはまことにりっぱにできるのでございまして。また、できてもおるのでございまして。しかし、それを実行する段になりますと、各省がそれをやるし、かけになっておいて、委員長は各省に対して勧告はできますが、それ以上みずから手を下すことはその任務としておらないのでございまして。そこで委員長——私それ自身が、実際に歯がゆい思いをするのでございまして。したがって、そういうような程度しかできません。いわんや、これが全国的な問題になってくれば、ますますこれは政府それ自身の力でしかできないのです。あなたがもしやいますように、いま公害問題、環境問題が非常にやかましく言われておいて、それが、首都圏内の環境問題についておまえは責任が持てるのか、こう言いましても、これはなかなかむずかしい。やはりこれは環境庁があり、あるいは通産省があり、建設省があるという、やはり各省になつておるのでございまして。そこで私は、こういうような首都圏整備委員会、あるいは近畿圏、中部圏等につきましても、一歩を進めたこの機構の改正はできないかということは、もういつも考えておるのでございますが、なかなかこれも容易なことではないわけではございません。それが実

情でございまして。せっかくこういう委員会があれはすべてのことは——この前書きに言われておるようなことを少しもやらないじゃないか。やらないのではない、絵にかいてあるところまでは行くのです。そこから先がなかなか行かないのでございまして。これが実情でございまして。決してなまけておるわけじゃございません。私は、むしろ首都圏にしても、近畿圏にしても、非常に勉強していると思うのでございましてけれども、実行するにはどうすべきか、こういう願わくは委員長にこの命令の権限でも与えてもらえればというふうにするのですが、なかなかそれもいけません。予算の点につきましてもきわめて微微たるもので、もう少し権限を持ちたい。これは私がいつも言っていることですが、なかなかその点がうまくいかないのです。皆さん方の御期待に沿わないのが実情でございまして。ひとまずそういうふうにお答えをいたしておきます。

○二宮文造君 非常に高邁な建設的な御意見を持たれたる大臣にしてみたいな答弁が返ってくる、私非常に残念に思います。私は西村大臣は非常に先見の明もあるし、また、それをほんとうに描いたものを一つ一つ足元から片づけていくという実行力にも富んでいる大臣だと思つていたのですが、ひとつ御構想のとおり、何かやっぱりもう目の前に迫っているわけですからね、では整備委員会の委員長の権限ではどうしようもないとか、そういうふうなたらい回し式のごときで現実に問題は解決できない。これはほんとうに真剣に取組まなければならぬ問題だと思つておる。

それから、私は不勉強でこの整備委員会の設置法というものはあまり勉強していませんが、私は名前を見たところでは、整備委員会ですから整備していただくと思つたら、いまお伺いしてみると、整備計画委員会ですね。計画だけする、あとは野となれ山となれと言つとあまり強過ぎますけれども、何か答弁を伺つておりますと、そういう

ふうな感じもするわけです。しかし、現行の首都圏整備法というのは戦後の荒廃の中から首都たる町に値するようないふ町づくりをやつていく、こういう目的でまず首都建設法、それが制定されて、それが首都整備法に発展した、このように私も伺つておられます。したがって、その当初の考え方の方骨子としては過密対策にねらひを置いて、人口が多く入り込んで来ないようにする、あるいは一定の工場とか、大学とか、そういうものを既成市街地の外側、いわゆるグリーン・ベルトを設けてその外側に持つていく、あるいは首都圏の中でそういう配置を考へるということがおもな内容であつた、このように私もは理解しておりました。ところがそういう趣旨にもかかわらず、過密の状態がさらに進展をしてきた、そしてその弊害も非常に複雑化してきた、こういうふうな現況になっておりますが、さて、その委員会としてはこの過密の実態をどのように把握されているのか、あらましを説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(川島博君) お答え申し上げます。首都圏の既成市街地、これは東京、川崎、横浜、川口、三鷹、武蔵野の六市にわたつておるわけですが、面積が約九百四十平方キロでございますが、この首都圏で法律でいう既成市街地におきまして夜間人口は、昭和四十年から四十五年までの増加率が二・五倍でありまして、これはだんだんと鈍化の傾向にございまして、雇員就業者数につきましては、たとえば事業所統計によりますと、昭和四十四年に約六百七十九万人、これは農林水産業を除いておられますし、四十一年から四十四年の三年間だけで約六十三万人増加をしており、引き続き増加傾向にあります。これは事業所数が同期間に約六万六千増加して、四十四年には何と六十二万七千事業所に達しておるということに

に対応するものでありまして、既成市街地に人口、産業の集中は依然として著しいと認識いたさなければなりません。このようないふ人口、産業の過度集中に伴ひまして、たとえば都心三区への通勤・通学者のうち所要時間一時間以上の者の比率は、昭和三十五年には一〇・一割——割でございまして、昭和四十年には一四・一割と上昇し、所要時間一時間以上の者がふえる率は七〇％にも達しております。したがって、混雑率の緩和はきわめて困難なのが実情でございまして。また都心三区における自動車の発生交通量、これは昭和四十年約二百三十万台、これは一日のトリップ数でございまして、であつたものが、昭和五十年には三百二十九万台に達する見込みでございまして、業務交通等自動車交通の渋滞が一そう悪化する傾向にある等、先ほど来御指摘いただきました住宅、宅地、通勤・通学難、交通渋滞、公害等の過密の弊害が増大しつつあるというふうにと認識をいたしております。

○二宮文造君 そうしますと、要するに、過密がたどつてきた要因というものは、まあいろいろありまして、行政機能の中央集権、これは一つの要因である。それからまた経済機能がいわゆる首都圏に集中しておる、あるいは教育機能がやっぱりふえ、地域配分が大都市集中型になってきた。そういうようなものを背景にして過密が起つてきた。私はそこで首都圏整備法がねらつておるもの、あるいは最初にそれができまして首都建設法、それがねらつたもの、それと全く逆の政策がその後ずつと繰り返されてきたということになると思つておる。この点はどうでしょう。

○政府委員(川島博君) 確かに首都建設法は当時東京都域内だけを対象にいたしまして、過密対策を考へておつたわけではございますが、その後集中が激しく、だんだんと東京の市街地が拡大をしてまいりまして、ついには東京都内では東京の問題が片づかないということで、関八州を打つて一丸とする首都圏を対象に、この過密対策を打ち出すというふうな法律が改正になつたわけでございます。確かにお説のように、過密対策は非常にむずか

閑多うでそ近江佐和子の発言事位をいかにしてなる

王不肖者國事存寄諸公以爲之

のりくろくをたふすに近づく

「男を」

をされておりますことは、積極的に過密を抑制した上でこういう試算に達するの、あるいは自然の形でほうっておけばこういう形になるのか、この点の理解はどうしたらいのか、説明していただきたい。

○政府委員(川島博君) 数字の問題でございますが、私もこの推計にあたりましては、やはり過去の趨勢を見ながらこれを若干ブレィキをかけるということと数字をはじいております。と申しますのは、私どもの計画は四十三年の十月に策定されたものでございますが、その後昭和四十五年五月には今日の新全国総合開発計画が策定されたわけでございます。そのときに新全総が想定されている人口は首都圏において昭和六十年に三千八百五十万人から四千五十万人に、ミニマム三千八百五十万人からマキシマム四千五十万人に、二百万人の幅がございますが、いずれにいたしまして、われわれの推計を五十万ないし二百五十万上回る数字をはじいておられます。したがって私どもといたしましては、昭和六十年の首都圏内の人口を三千八百万に押えるということは、ほっておけばふえるであろうけれども、相当カットするという前提でこの数字をはじいてございます。

○二宮文造君 大臣、これちょっとたいへんな問題になってきましたね。いま川島さんは、われわれの首都圏整備計画は昭和四十三年に策定をいたしました。で、新全総よりも押えた数字に推計をしております。その新全総がそれが前に計画されたのならわかりますけれども、私いま確めたところによりますと、新全総はたしか昨年か何かの閣議決定じゃなかったかと思っております。

○政府委員(川島博君) 四十四年です。

○二宮文造君 四十四年ですか、いずれにしてもあとです。首都圏整備委員会が整備計画を立てたのは四十三年、そのあとから出てくる新全総でミニマム五十万、マキシマム二百五十万ですか、首都圏の人口を試算するについて同じ政府の試算の中でこういう食い違いがでてよろしいものでしょうか。斉合性がないといえますか、一

貫性がないといえますか、あるいは数字の羅列にすぎない、こういうふうな私感じがするのですが、これは大臣の御見解を伺っておきたいと思つます。

○国務大臣(西村英一君) 各種の計画でたいへん数字が入り乱れております。そこでまあいまの質問はそれは別にいたしまして、たとえば現在の新全総が五カ年計画でなくして六カ年計画であつたり、それからほかのわれわれの建設省のいろいろ五カ年計画もありますが、どうもそれがびつこで、なかなか合わなくて非常に数字的に困るのです。そういうことはあります。しかし、この問題についてどういふような観点でそういうふうになったか私もつまづかずにしておりますけれども、やはりそういうふうな非常に食い違いがあるのです。まあしかし今度はせっかく新全総も新しい観点からひとつ練り直そうということになっておる。私はその場合に、いままでの五カ年計画をやはりそれに合わせてやり直すべきじゃないかと、こう思つておるのです。非常に数字がまちまちで、少しぐらいの違いならまあこれは認めなければならぬと思つますが、非常にまちまちな数字でたいへん困るわけでございます。したがっていまの点はどういうふうな、その数字の違いはどうなっているか私は知りませんが、今度新しい新全総が出る場合には、政府全体としていろいろ歩調を合わせて、いまの五カ年計画をもう一ぺん、それを基線として歩調を合わせる、こういうことは鋭意やらなければならぬ、あらゆる審議会である、そのことばかり議論をしておつて、数字の何かやりとりばかりしておるというふうなことは是非率的な行政の行き方になっておりますから。いまの数字の違いはどういうことかひとつ川島君から説明させます。

○政府委員(川島博君) 実は、この四十三年に私どもが基本計画を策定いたします際にも、もちろん日本民族、日本人一億を各地にどのように配分をすべきかという大方針を企画庁と相談をいたしたわけでございます。その際には、はつておけば

おそく四千万人をこえることは間違ひはないと思つますが、私どものほうはどうしても三千八百万程度に押えたいと、その程度に押えなければ首都圏の整備はとも責任が持てない、こういう観点から、この一応三千八百万という数字をセツトしたわけでございます。その後企画庁は、一年後でございますが、いろいろ各種のシミュレーションで試算をいたしました結果、首都圏の推定は若干過少である、あの程度にとどめることはきわめてむずかしいんじゃないかと、ミニマムでも三千八百五十万、マキシマムで四千五十万程度には、その幅の中におさまるぐらい首都圏に対する人口の集中圧力が強い、こういうことで数字に若干の食い違いが出たわけでございます。

○二宮文造君 私は数字に若干の違いができたことを問題にしているのではないんです。いま答弁がありましたように三千八百万、昭和六十年に首都圏で三千八百万人以上にもなるようじゃわれわれとしては責任が持てない、こういうふうな御説明があつた。そういう固い姿勢で三千八百万人と試算されたにもかかわらず、企画庁のほうで新全総を企画して、そんなことじゃおさまるまい、おそく五十万ないし二百五十万は増を見込まなきゃならぬだろうと。そういうふうな新全総になったときに、首都圏整備委員会それで引込んだんです。これは四十三年、一方は四十四年。そうしますとあとから出てきた数字が確認されたことになりまして、前の数字は死んだことになりまして。そうしますと、責任が持てないというそれほどの決意を持って試算された数字が見事に二百五十万も引っくり返されてそのままそれは新全総の計画でございますと、あちらのことです。から首都圏整備委員会としては関係ございせんという姿勢では済まない。何らかのそこを調整をなさるのか、そしてまあ首都圏整備委員会が鋭意おつくりになった基本計画の線を確定させていくのが委員会としての大きな仕事じゃないかと、こう思つわけです。どうもそれが一方でおきめになつたんで、私どもは押えるつもりでこうしておりま

すがということ、何かあとの処理というものが私非常になおざりになっているんじゃないかと思ふんです。どういふ姿勢を持ってこの新全総に対して異論なら異論あるいは相互調整しようじゃないかという申し入れなら申し入れ、そういうふうな作業を委員会でおやりになつたかどうかこれ伺いたい。

○政府委員(川島博君) おしかりを受けました。まことに御指摘のとおりでございます。いずれにいたしまして、私どものほうの基本計画はすでに四年を経過しております。

で、この間の首都圏をめぐる情勢はかなりわれわれの予測を上回るものがございまして、したがって、私どもが来年度は少なくとも基本計画の抜本改定をいたしたい。そのために昨年来大蔵省から首都圏整備委員会としては相当額の調査費の予算をもらひまして、フレームワークその他基礎的な作業をいたしております。ちょうど時期をいたしましては、新全国総合開発計画あるいは新経済社会発展計画改定の時期と一緒にしようかと思つております。したがって、新全総計画あるいは新経済社会発展計画はわれわれ圏域計画から見ますと上位計画でございます。したがって、理論上は上位計画に圏域計画が合わなきゃおかしいわけでございます。そういう関係がございまして、いままでこれが食い違つたことは、これは時期的なズレがあつたということも事実でございますが、はなはだまずいことであつたと思つますが、来年の基本計画改定にあたりましては、経済企画庁とも十分連絡協議を遂げまして必ず数字を合わせるようにいたしたいと思つております。

○二宮文造君 どうも私ことばじりをするような質問の展開のしかたになつてはなうに言いくいのですけれども、私の本意は別に答弁のことばかりを切つて切りかへしていくというやり方ではない、いわゆる首都圏の過密という問題は、何らか強力な措置をとつてこの過密というものを抑制ではない、減少させる方向にいくのが好ましいで

はないか、こういう基本点に立っているわけでは、その姿勢についても若干不満足です。ところが、減少させるような積極的な御答弁は出てこない。強いて言うならば、抑制しようというふうな答弁にとどまっておるんですが、その抑制策そのものも非常に腰だめな、まあ抑制策を考えても現状が進んでしまえばしょうがないのだ、こういうふうな姿勢のようにうかがえてしかたがないわけです。としますと、せっかく過密の問題、それにまつわる都市公害の問題、もろもろの問題を首都圏整備審議会で検討していただいているにもかかわらず、現状はこうなんだからしかたがないのだというので、なんでもうべき状態が進行してしまうということになりはしないか。しかも、いまの答弁を伺っておりますと、われわれは上位の機関の計画には合わせなきゃならない、こういうような答弁をいただいておりますや、首都圏整備委員会の使命というのは一体何なんだ。当初は非常に元気のいい御答弁をいただいていた、昭和六十年に三千八百万人をこえるんじゃない、首都圏整備委員会として責任が持てない、こういう元気のいい御答弁をいただいたのに、数字が違ひますよとこう申し上げると、そこでござい

感に燃えて鋭意計画を策定してきているわけでは、それを鋭意やっていますと、いや、上位機関に合わせようというんですとか、自然にふえるんじゃないやうがないですと言ったら、働く意欲というものはなくなってしまうんじゃないか。もう少し整備委員会としてき然たる基本姿勢なり、そしてそれにのびるべき抑制措置なり、抑制措置によって今度は実効をあげる、実際の効果があるというふうなそういう方針を御説明願いたいと思う。

○政府委員(川島博君) 私のことが足りないために御迷惑をかけておりますが、私が言わんとしたところは、上位計画としての全国計画、中位計画としての首都圏整備計画あるいは下位計画としての都市計画、これらは地域計画としてこの法律上重層的な構造になっておりますが、お互いにこれは整合性を持つ必要がございます。そういう意味におきまして最終的には全国計画の関東首都圏配分人口は首都圏整備計画のそれと合致すべきである、しかし、それはたとえば企画庁が独自に試算したものを首都圏に押しつけた場合に、これをうのみにするという意味ではございませ

十万人と見込まれるが、このうち自然増加分は約三百六十万人、社会増加分は約二百六十万人となり、また、昭和五十年代の十年間の人口増加は、約四百八十八万人と見込まれるが、このうち自然増加分は約三百二十万人、社会増加分は約百六十八万人となるが予想される。このようにふうに自然増加分と社会増加分とのバランスが四十年代と五十年代と逆転する。こういう説明なんです、これは事実試算すればこうなるでしょう。ところが、四十年代にこれほどの社会増加分を見込んでしまふこの整備委員会の姿勢というものは問題がある。ならば、抑制措置をとると言いながらも、それは形にあらわれないような抑制措置にとどまることを整備委員会としては前もって知っているんじゃないか、こういう気がするんですが、この点はどうでしょう。もし抑制措置をとらなければ、昭和四十年代の社会増加分は一体幾らになるかと試算されましたか、これをお伺いしたい。

ますと、合わないのは非常にまずい、結論として上位機関の計画に数字を合わせなきゃならいませ、こういう姿勢を伺うにおいては、もうこの首都圏整備委員会の一部改正の法案の内容を質問する元気がなくなっています。項目を幾ら羅列されたとしても、基本的な姿勢の中に、そういう規制措置はとるけれども、自然に進むんじゃないやうがないのだ、こういう衣の間からよく見えてくるような感じがしてならないわけですが、もう少しこのいま問題になっております過密という問題を責任を持ち、勇気を持ち、そして住民各位が心配されていることにまっ正面から取り組むような整備委員会の姿勢というものを示していただきたい。そうでなければ、幾ら陣容が少なくても五十人の方がいいんじゃないやうなわけですが、同うところによると、その職員の方々は使命

○二宮文造君 それでは先ほどの、昨年あたりの人口増なんを見ても、どうもという説明がありまして、そして来年あたりに改定をいたしますと、そのときにはいよいよ新全総で一ペん示されたような、五十万ないし二百五十万アップというものを頭に置いて計画を改定し、整合性をとらなきゃならいませんとするような趣旨に私受け取ったんですが、それはそうではないと、こう理解して、そしてあくまでも一応基本計画をつくった、そしてそれに向かってさらにでき得ればそれ以下の抑制していくだけの決意をもって基本計画の改定というものに取組みますと、こう答弁あったと理解してよろしゅうございませうか。

○二宮文造君 もう一点です。この首都圏の整備委員会の基本計画の中で、私はちょっと意に満たない表現があるわけです。といいますのは、この過密という問題と取組んだ場合の——私の提起ですから、そのほかの問題は加味してございせん。過密という問題に取組んだ場合の、首都圏整備委員会の把握のしかた、この問題の把握のしかたに疑問がある、姿勢に疑問があるという意味で質問するわけですが、これは、いいますのは、過密に対して抑制をしなければならいという整備委員会が基本的な姿勢をとっているにもかかわらず、という質問になってくるわけです。

○委員長(小林武君) 速記を始めて。
○国務大臣(西村英一君) つまりお尋ねの件は、規制をしなかったら一体幾らであったかと、こういうことですね。——それで、ここに数字になっているのは、規制をしたからこの数字を見込んだであろう、規制をしなかったら幾らであろうかと、こういうことなんです、これはおそろしくそういう試算は私にはしてないと思います。また、むずかしいと思います。しかし、いま明らかでないところから、一体その数字がどこから出たかということとはこれは明らかにするものです。いままでの伸び率でいくか、伸び率を多少少くせんということなるであろうというふうにいふか、数字は一ペん出ている。しかし、いま出ていない数字は一体何ほどと、こういうお尋ねですから、それはなかなか

か試算もむずかしからうと、私はそう思っておりますが、出ている数字については、後ほどこれは根拠は当然説明ができるはずで。

○二宮文造君 私もそう思います。そのままだにうっておけば幾らになるかという試算はなさってないと思います。また、できないと思えます。そこで、私が数字を聞き、その数字がもし百に一つでもその数字が帰ってきたときに、次に伺いたいと思つたことは、おそらくこれだけの首都圏の過密という問題をいさげながら、行政措置としては非常にいろいろな問題があるので、抑制しなければならぬという考えはあつても、実際にそれを一つ一つの行政の中に規制していくということがむずかしからう、いわば大都市の、首都圏の過密という問題はやはりお手あげの状態じゃないのか、だからむしろ考慮してなかつたんじゃないか、こういうふうには質問したかつたわけですね。要するにこの一部改正で、また首都圏整備委員会が過密規制だとかあるいは過密の抑制だとかといふことはあつても、それに取組む姿勢といふものは非常に弱い。これを行政の姿勢として改めていただきたいというのが、私の言わんとする本意なわけですね。非常に回りにくい質問のしかたになつて恐縮ですけれども、ほんとうにこの過密という問題には真剣に取組んでいただきたい。

そして、話をまた変えますけれども、副都心構想についてですが、その当時は都心とある程度近いところでないとおそらく事業所は出ていかないであろう、こういうような考えもあつて、新宿というような比較的近いところを選んだと思ひますけれども、今後はむしろ三多摩の立川とか、あるいは離れたところに長期的あるいは計画的に副都心の構想を進めていくべきではないか、こう私も思ひますが、大臣の構想というものはどうでしょうか。

○国務大臣(西村英一君) 私いま構想といつても、そう權威のある構想なんかはあまりありません。ありませんが、結局東京も、私はいま立川

が例にあげましたけれども、やはりこのもう少し中心的になるようなところをやはりこれはつくらなければ絶対にいけないと思つております。それから、交通機関にしても、また、東京駅を中心にとどんで押し込んでくるというような、この丸の内線を。そういうところは同じ公共事業の金を使うにしてもばく大な金がかかるし、いろいろ弊害があります。したがいまして、もうこの中心の点は官庁街になつたんですから、これをいまだに官庁街を移すわけにはいきません。したが、このオフィス街というものを一つの中心地として、まだいまの交通のスピードからいけば非常に近いところになるわけですから、中心をもう少し大きい規模でこれはやはり移さなければならぬ、こさえないければならぬと、かように私も思つておる次第でございます。

○委員長(小林武君) 議事の都合により、本案の審査を暫時中断し、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案者より趣旨説明を聴取いたします。衆議院建設委員長代理理事葉梨信行君。

○衆議院議員(葉梨信行君) ただいま議題となりました宅地建物取引業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の趣旨を御説明申し上げます。

昨年の第六十五回国会におきまして、宅地建物取引業法の一部改正が行なわれ、マンション分譲等の、いわゆる青田売りに伴う前金の保全措置等が講ぜられたのでありますが、その際これらの改正規定のみでは複雑な不動産取引における消費者の保護をはかるには不十分であるとして、現行の営業保証金制度等を抜本的に検討し、適切な損害補てん制度のすみやかな確立が強く望まれたのであります。

本案は、以上のような経緯のもとに、できる限り消費者の利益を保護するため、必要な改善措置を講じようとするもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一は、営業保証金の額を五倍に引き上げ、主たる事務所については五十万円、その他の事務所については事務所ごとに二十五万円としております。

第二は、建設大臣が指定する宅地建物取引業保証協会は、消費者の社員に対する苦情の解決、宅地建物取引業の従事者に対する研修及び社員との取り引きによって生じた消費者の債権に關し、営業保証金相当額の範囲内で弁済する業務を行なうこととしております。

また社員は、営業保証金の供託にかえて、協会に対し、弁済業務保証金分担金として改正前の営業保証金相当額を納付するものとし、協会は、納付を受けた額に相当する額の弁済業務保証金を供託するほか、供託金から生ずる利息または配当金を弁済業務保証金準備金として積み立てなければならぬこと等としております。

なお、協会は、社員の破産等に備えるための措置として、社員が消費者から受領する支払い金、預り金の返還債務について、社員と連帯して保証することができるとしております。

第三は、宅地建物取引業者は、あらかじめ消費者に対し、協会の社員であるかどうか、また支払い金、預り金の保証措置等を説明しなければならぬこととしております。

第四は、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めることとしておりますが、営業保証金に関する改正規定については、公布の日から一年を経過した日から施行することとしております。

以上が提案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(小林武君) 本案に対する質疑は後刻に譲ることといたします。

○委員長(小林武君) 引き続き、首都圏整備法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○二宮文造君 大臣の答弁をいただいたわけですが、たとえ例を丸の内におとりになつて、ここは官庁街になつたのだから、いまからどこにも行けない。オフィス街のほうは少しどっかへ行つてくれという趣旨のお話がありましたけれども、官庁街になつたから官庁は動かないぞと、ただオフィスのはうは動けと、こういう簡単なものでは私はないと思う。そういうところでもまた一つのネックになつてくるのじゃないかと思ひますね。もう一つは、この東京湾は東京のいわゆる都心部の過密というのですか、それが持つてい

る影響というのは非常に大きい。たとえば何といひますか、東京湾の湾岸に所在します生産機能とか、あるいは流通機能、そういうものも分散させなければ、都心部の過密、いわゆる交通渋滞とか、そういう問題ですね。そういうものがとても解決できつこない、と言われておりますけれども、これはたいへんなことには違ひないのです。が、東京湾の持つ生産機能とか、あるいは流通機能、そういうものについて、何か考えるところはあります。

○政府委員(川島博君) 御指摘のように、東京湾地域は首都としての中枢管理機能のほか、生産、流通、生活等、多くの機能を有しておる地域でございますが、人口、産業等の著しい集中によりまして、交通、用水、公害等、過密な弊害に悩まされておりますので、これらの過密な弊害の解消をはかりつつ、均衡ある地域の整備を推進していく必要がございます。したがって、この地域の機能の再配置をはかり、必ずしもこの地域に立地することを要しない生産、流通機能は分散する必要があります。このため、陸上交通網及び通信網の整備と相まって、近郊整備地帯の外縁部等に流通業務、工業等の展開をはかるとともに、大規模な工業港として鹿島港を整備するほか、東京湾外に拠点の流通港湾を建設することについて調査を進めております。なお東京湾の均衡ある整備を総合的に推進するため、国においては開発行政、産業行政、及び環境行政を所管している首都圏整備委員会、経済企画庁、通産省、運輸省、建設省及び環

境庁の関係行政機関六省庁の間で、昭和四十六年六月、東京湾地域整備連絡協議を設置し、東京湾地域の総合的な整備計画を策定することとしております。昭和四十六年度は、東京湾地域における環境産業、社会資本、資源等についての現状把握を行なったのでありますが、昭和四十七年度は、これを基礎といたしまして、開発許容限の検討等の分析を行なうとか、東京湾地域総合整備計画を作成することといたしております。

○二宮文造君 いま計画の一端みたいなものを、その見本みたいなものを伺ったのですが、運輸省ではどういふことを考えておられますか。

○説明員(大久保喜市君) お答えいたします。

運輸省におきましては、東京湾の持つ役割というものを基本的には首都圏でいろいろと御検討になり、策定せられました基本計画、こういうふうなものを一応バックといたしまして、一方におきましては新全国総合開発計画、また、新経済社会発展計画という国全体の計画というものを踏まえまして、それで昭和四十六年度から五十年度に至りますところの港湾整備五十年計画をつくって整備を進めていくわけでございますが、何ぶんにも東京湾は首都圏の玄関口といたしまして、現在首都圏に連関のありますところの港湾取り扱い貨物量が、これは若干古い統計でございますが、四十五年間に約四億トンでございますが、このうち東京湾を利用しておりますものが三億八千万トン、大部分が東京湾に依存している状況でございますので、今後の経済活動、消費活動の大型化ということとを予想いたしますと、非常に東京湾の利用という問題は出てくるのではないかと、いふふうに考えております。私も、私どもといたしましては、どうしても東京湾を利用しなければ困るものと申しますと、首都圏に住まっておられますところの方々の生活消費物資、それから何かの経済活動を行なっておりますので、それに連関しての貨物輸送でございます、いわば商工貨物でございます、その商工貨物のさばきができませんと、これがネックになりますので、今後の東京湾

の整備にあたりましては、その必要な商工機能の確保ということを中心といたしまして、できるならば工業的な機能は新全国総合開発計画等の考え方を受けてとめまして、地方の大規模開発、そういうものの推進とか、そういう極力地方分散の施策推進のための港湾整備も片一方で急ぎまして、それで片一方では東京湾内の工業的機能の抑制にとめてまいりたいと思っております。ただ、現状におきましては、何と申しましても全国の三割の人間が住まっております首都圏、それで経済活動がやはり出荷額で申しますと相当のウエートを占めておりますので、一挙にこれをストップさせるわけにもまいりませんし、大規模の工業地帯の開発もやはり七年とか、十年とか期間を要しますので、その面、どちらも困らぬようにやっていかなければならないということで、先ほど首都圏事務局長さんのお話しのごさいましたような、六省庁会議という場で、これからの持つていき方について御相談しながら進めていくという所存でございます。

○二宮文造君 運輸省の答弁によりまして、こどもやはり過密の問題、そのもたらすさまざまないわけゆる生産機能あるいは流通機能、そういうものの大きいネックになってきたという過密の実態というものが浮き彫りにされたわけですね。

もう一点、きわめて大きな問題なんです、御承知のように、去る五月三十日、科学技術庁資源調査会ですか、そこから「高密度地域における資源利用と環境保全の調和に関する報告」、御承知でしょうか、そういう報告が発表されました。それを読んでみますと、東京湾を中心に、東京、千葉、神奈川、埼玉の首都圏上空は、地形や気象変化の関係から、大気汚染を閉じ込める目に見えないカプセルです。つまりおわれ、そしてその閉鎖的気象構造からくる大気汚染によって、樹木がじわじわと死滅に追いやられ、このままでは現代社会も赤信号、こんなきわめてショッキングな報告がなされております。非常に大事な問題だろうと思っておりますが、この首都圏の緑化対策とい

か、そういうものについては今後どのように推し進めていかれるのか考えを承りたいと思っております。

○政府委員(川島博君) 御指摘の科学技術庁資源調査会の報告につきましては、私も一読し検討をいたしました次第でございます。これに書かれていたことが事実といたしますれば、これはたいへん大きな問題でございます。したがって、首都圏整備委員会におきまして、これに対する対策は全くの発想の転換をしなければならないかぬといふふうに決意をいたしております。グリーンの問題といたしましては、私も持つております戦略手段、これは、近郊緑地保全法による保全区域の指定ということがみずからの権限としてはそれしかないわけでございますが、御指摘のように近郊緑地の保全と下層大気の閉鎖的構造との関連、これがまさに調査会の御指摘のとおりであると思いたしますれば、全くいままでと次元の違う新しい発想の開発が必要であろうと思っております。

なお、環境問題につきましては、この際、一言私見を申し上げたいと思っておりますが、お許し願えますでしょうか。

先ほど先生もお触れになりましたが、本六月五日からストックホルムで開催されております国連人間環境会議で掲げられたスローガンは御承知のとおりオンリー・ワン・アースであります。地球は全くもってかけがえのないただ一つの存在であります。美しいわが日本民族のただ一つの資産でございます。この資産を、これ以上傷つけることなく次の世代の国民に引き継ぐことは、われわれ同時代人の責任であり、また、義務でもあらうかと思っております。いまや環境破壊の問題は、局地的あるいは個別的な公害問題という認識を捨て、広域的総合的な生態系——エコロジカル・システムの問題としてとらえ、グローバルな視点から日本民族の危機、ひいては人類全体の危機という認識のもとに対策を考え直す必要があらうかと思っております。その意味におきましては、私も首都圏整備委員会

さらには企業、また国民の一人一人に至るまで、その総力を結集してこの問題に取り組み、すみやかに長期的かつ総合的な対策を確立することが肝要と考えております。

○二宮文造君 これもまた前書きで終わってしまっています、私ももうその見解には全く一致です。さて、そういうふうな現状分析に立つて、整備委員会としてはどういふことをお考えになるのかということをお伺いしたいわけですね。しかし、せっかくいま答弁をいただきました、また、それ以上突き詰めていってもまた通告にもはずれますから、ただ現状分析は幾らできても、それに対する対策というものがなければ、計画官庁、実施官庁としての皆さん方の仕事事は終わったものではないと思うのです。ですから、現状分析けこう、その現状に基づいて抜本的などういふ対策をおとりになるか、もしお考えがあれば伺いたい。

○政府委員(川島博君) 御案内のように、この科学技術庁の報告を読みますと、少し時間をおかします、西は丹沢山塊が海拔千五百メートルの壁をつくっております。それから東のほうには房総半島の丘陵部に発生する冷気が海風となつて西に吹いておられます。それから北は鹿島のほうから秩父に向きまして常に西風が吹いておられます。こういうふうな東京湾地域は、五十キロ圏内は、空気のカーテンと丹沢の壁によって三方を仕切られておる。上層はどうかといいますが、特に六月、このつゆの時分、これは梅雨前線に伴う寒気が上空に停滞をします。そのために中の暖い空気が押えられて天井に押えられなくなり、つまり三方の壁と天井に押えられて、中の空気が逃げ場がない。しかも、夏は微風が南から吹きますから、それがほとんどこの箱の中の、しかも東から西へ風が吹いておられますから、西北部に汚染大気を追い詰める、その追い詰められた大気、これがその植物から発するオキシダントと化け合います。光化学現象を起す。先般来練馬区におきまして、学童生徒が百何十人も次々に倒れる

という現象が起ったわけでございます。あんな緑が多いところで、どうしてそんな現象が起るだろうかということが、いま疑問になっておりますが、かりにこの科学技術庁の報告が事実であるとしたしますれば、十分にそれは説明ができるわけでございます。練馬区は緑が多いがゆえに、かえってこの汚染物質とオキシダントの光合成を促進したのではないかと、濃縮した汚染大気がたまっていて、緑が多いから、酸素が多いわけではございません。それに太陽光線が当たってあそこに大量に光化学スモッグ現象が発生した、そういう説明を科学技術庁のほうではいたしてあります。これが事実といたしますれば、これはたいへんなことでございます。さらに、続けまして科学技術庁におきましては、したがって、五十キロ圏内の開発は一切ストップすべきである、もしそれが不可能ならば現在以上の自動車、工場、住宅、事務所等に使う燃料をこれ以上絶対にふやさない、いずれかの政策をとるにあらざるは五十キロ圏内の樹木は五十年内には死滅する、近いうちに人間は死ぬ、こういうショッキングな報告をいたしておるわけであります。したがって、この資源調査会は五十キロ圏内の開発はあきらめなさいと、こういう毒ガスの箱の中では今後町づくりをやることは無意味である。幸いに首都圏内の空気の正常なところといたしますと、房総半島の山塊の東側、それから利根川を隔てた北関東、これが生き残れる安全地帯だということでございます。もし、そういうことでございますれば、私も進めようとしておる北関東百万都市構想、これを大いに推進をいたしまして、この南関東の過密を少しでも救うと、こういう方向に全力を上げるべきではないかというふうに考えます。

○二宮文造君 北関東の開発、まことにけっこうです。しかし五十年以内に緑が消えてしまい、そこにいる人間が死滅すると警告を寄せられた都心部のほうは一体どうなさるんですか。それはもう計画をお持ちだろうと思えますけれども、都心部あるいは東京近郊の過密というものは何回も繰り返しますけれども、もはや議論の段階ではない。したがって、新しいところの開発を、同時にまたそういう既存地の市街地、過密な市街地の抑制策なりあるいはまたそれを何とか免れたいという危機感から救済するといえますか、免れていくといえますか、そういう抜本的な対策が必要だということを、また私はここでも繰り返したいわけです。

そこで、休憩前に川島さんが答弁された都市の過密というものをほんとうに即効的に解決するためには、事務所の規制というものをやらなければなりません、こういう答弁があつて、私すぐそれを受けて立とうとしたところで休憩になつてしまったわけですが、いま私も、その首都圏整備法の一部改正を問題にしているわけです。その首都圏一部改正を問題にしているそのさなかに改正部分に提案されてないものを除いては過密を防ぐことができませんという答弁が返ってきたことで私あ然としたわけです。私の言い方は悪いでしょうか。川島さんの答弁を思い出していただきたいのです。事務所の規制が今度はずれておりますね。しかし、その事務所の規制というもののウエイトをあなたは非常に大きなウエイトに置いて先ほど答弁をされた。私の言いたいのは、それほど大きなウエイトを占める事務所の規制であるならば、なぜいま問題になってくるこの改正の中に盛り込まれなかったのか。これを私はいまお伺いしたいわけです。あなたの答弁を受け継いで、ちょっと時間にズレがありますけれども、その時点で立ち返って御答弁をいただきたい。

○政府委員(川島博君) この事務所規制の問題は私が建設省におりましたころ、当時の保利大臣の御命令で土地問題懇談会というものを結成をいたしました。土地問題の解決のためには、何をなすべきかということをや城寺次郎先生を座長にいただきまして約半年間検討いたしました。その結果生まれたのが昭和四十三年に閣議了解が行なわれました地価対策の基本方針でございます。その方針は、四十五年の八月十四日に第三次の改定地価

対策として決定されておりますが、この二回にわたるこの地価対策閣僚協議会の決定におきましていずれもこの事務所規制の実施の急務が説かれております。特に、四十五年の地価対策閣僚協議会の決定の際には、明らかに許可制度あるいは課徴金制度の創設について早急に検討すべきである、こういうことが閣僚協議の決定、閣僚の了解を得て決定されたわけでございます。また私は首都圏整備委員会に参ることになりました。これを今度はキャッチャーとして受けとめるという立場に立たされたわけでございますが、私はこれはやはり日本の今後の地域政策の最大の課題である、これは何としても実現しなければいかぬ。私も

が最も都心に対する事務所集中の規制に執念を持ちますのは、御案内のように、地震学者が予告する大地震の襲来でございます。まあ六十九年周期説がいまだ定説でございますが、大正十二年から六十九年、昭和六十六年がその当年に当たります。しかし地震の起こる確率は、前後十三年にわたるアローアンスをとる必要があるのだそうでございます。そのために東京が大地震に見舞われるチャンスはまず昭和五十三年から危険期に入る、それから七十九年まで二十六年間内には関東大震災マグニチュード七・九という大地震が必ず起こるであろう、起こる確率は九五％であるという地震学専門学者が報告いたしております。一体現在でも都心地区には年間二百万人の就業人口が娯集をいたしております。高層ビルの乱立、自動車のはんらん、一体そういうときに大震災が発生したらどういうことになりましょうか。おそらく建物自体は相当建築技術が進んでおりますからびくともしないかも知れませんが、肝心のその血液——上下水道、あるいは電信電話等が完全に破壊され、機能が麻痺することは目に見えております。したがって、そういう一点からいいますと、東京という大都会は他のニューヨーク、ロンドン、パリ等と違う一つの宿命を負っているわけでございます。いつかは大地震に見舞われるという宿命を負っているわけでございます。それを

前提に今後の対策は考えなければいかぬ。そういう意味におきましては、中核管理機能は都心に位置することが必要であるといえますが、私は、中核管理機能であるといえども、その一部分はどのような事態を予測している場合には他に分散配置をして、丸の内地区が全滅した場合にも、その機能が大体補完するといふようなしなやかにならんと、これはたいへんな日本の大混乱になるんじゃないかというふうに考えております。立川市について、私があれを丸の内、新宿に次ぐ第三の新都心として育成をしたいという提案をいたしましたのは、まさにそういう観点からの提案でございます。

○二宮文造君 全く同感です。全く川島さんのいただいた答弁の現状分析、まことに同感です。それほど大事なことであるにもかかわらず、なぜ今回提案されているこの一部改正の中に事務所の規制が加えられなかったか。どうしてそれが手を入れられなかったか、どういふことがネックになつて規制ができなかったか、改正案に盛り込めなかったかということをお伺いいたします。

○政府委員(川島博君) 私は、今回の改正案に事務所対策を盛り込みたいという非常な決意を持っております。就任以来一年十カ月になりますが、これを当初から私は、これを私の在任中の責任と感じて審議会におはかりしながら具体案の策定を急いでいたしておたわけでございますが、事務所規制については、実は審議会の委員の中にもいろんな方がおられます。そんなものは必要ないと、事務所を都心から追い出した都市は成立しない、そういう政策には反対であると、はっきり言われる委員もおられます。しかし、大部分の委員の方は賛成であると、賛成であるが、しかし、そのやり方については課徴金方式一本でいいのか、あるいは許可方式一本でいいのか、あるいは両方を併用するのとかいうような各種の考案方があるわけでございますが、委員の間では非常に甲論乙駁でなかなか結論が出ないわけでございます。しかし、幸いに委員の先生方、一年以上

おつき合ひしておりますので、だんだん私どもの気持ちもわかっていただけて、ようやく今月中には何とか答申にこぎつけられるという確信を持つに至りましたので御報告いたします。

○二宮文造君 確かにいろいろの調査から私も理解しておりますことは、床面積の単位面積当たりで工場より事務所のほうが十倍ほどよいに人間を吸収すると、こういうふうに言われているように思います。したがって、大都市の人口集中の元凶は事務所だと、それを野放しにしているのかどうかということに私も率直に疑問を感じております。で、都心に入ってくる通勤者の大部分が、これまた御承知のように、事務所人口といえますか、そういう人たちであろうと思います。で、現実にもそういう問題におつきながら審議会の段階でも甲論乙駁があった、しかもまた、実施をするにしてもそれが課徴金方式でいくのか、あるいは許可方式でいくのかまだ煮詰まってい、しかし、それがやっと今月末、あるいは近いうちにそういう審議会の結論ももたらえるような状況に達しておりますという答弁と伺いました。

そこで、いろいろな議論してまいりましたこの事務所の規制の問題ですね。ひとつ大臣も非常に御心配になつておられると思うのですが、この点について大臣は事務所規制についてどういうふうなことから進めていこうとされるかお伺いしたい。

○国務大臣(西村英一君) 近く答申をいただけるようになっております。したがって、これは今回の法律に間に合いませんでしたが、いずれまた答申がいただけたら、それを受けまして、さらにつけ加える、法の改正をするというようなことになろうかと思っております。どうせ制限をするからには法の改正でなければなりません。この事務所の問題も非常に重要な問題でございますが、取り扱いは工場等よりもっとむずかしいと私は思っております。

それからもう一つ、今回のこの法律で若干のことをやりましたんですが、私は、やはりこういう

制限をしておりながら、既成市街地といわれるところでお人口がふえるんじゃないかと、こう言っておりますと、大臣それは底抜けになつていゝんのですと、こういう世間の世評がある。底抜けといふのは一体何だと、こう言いますと、この時代になれば、やはり大きい工場で既成市街地に来るといふようなことは、法律のあるなしにかかわらずできないと、こう言う。ただ、小規模な工場が、それはもうほとんど来ておりますよと、それです。から、もう、少し大きい工場といふのは、こんな規制がなくなつて、土地が高くて来られるものじゃありません。いまごろつくくる人は、もうずつと郊外に出ておられるので、いまごろ来ない。ただ、法律が底抜けになつておられるのは、やはりもう少し、この既成市街地になつてもいいような小さな工場も外に出すようにしたらどうですかと、こういうことを世間で私は聞くわけです。したがって、今度もまたまた工場の面積についての千平米を五百平米にするというように、これはやってみなければ、あまりいばるわけにもいきませんが、これによつて相当の規制もできるんじゃないかと、かようにまあ考えておる次第でございます。

○二宮文造君 事務所のほうは、答申が出て、そしてそれに向かつて積極的に規制の方向に取組んでいくと、こう理解してよろしいわけですね。そこで、いま私がお伺いしない点に大臣が親切に答えていただいて、そのことを伺うわけですが、いまお話がありました工場の制限基準面積、確かにおっしゃるような御意見があったと思ひます。そこで、改正案によると、そういうことも勘案して、従来千平米であったものを五百平米に引き下げる、こういうことになつておられますけれども、私の伺つたところによりますと、当初は、おっしゃるとおり、小さなあるいは零細工場の無秩序な立地というものを放置することはよくないというふうな答申の意思を尊重して三百平米に置くのではないかと、こういう検討が進められたと聞いておりますけれども、それが五百平米におさまつた、三百平米が五百平米におさまつたのはど

ういういきさつがありますのか、その根拠をお知らせいただきたいと思ひます。

○政府委員(川島博君) 当委員会として原案として考えましたものは、先生の御指摘のように、基準面積を現在の千平米から三百平米程度までに引き下げる必要があると考えた次第でございます。かりに三百平米まで引き下げました場合には、従来の中小工場の新増設の傾向から見まして、件数では一九〇、床面積で六〇〇が抑制の対象に追加されると見込んでおたわけでございます。しかしながら、関係省庁及び関係自治体等の話し合いの過程で、三百平米まで引き下げた場合には、市民生活に密着して存在する従業者規模二十人未満の零細企業や生業的零細企業を圧迫するという意見が強く、したがって、これらの点を考慮した結果、最終的には五百平米としたものでございませう。この場合、新増設の件数で一五〇、床面積で五〇〇が抑制対象となつて追加されるものと考へております。なお、基準面積を五百平米とし、小零細企業を除外いたしましたので、特に地域別とかあるいは業種別といったきめのこまかい制限基準面積を策定することはしなかつたのであります。が、印刷業等一部の都市密着型工場につきましては、現行制度の千平米をこのまま据え置くということにいたしました。

○二宮文造君 私、その点にもちょっと疑問があるんです。と言いますのは、確かに意見として、小さなあるいは零細な規模の工場を無秩序に放置しておくことがよろしくないという、そういう見方もなるかと思ひます。しかし、単に私はそれが面積だけだろつかと、面積だけで考えるべきものだろうかということも感ずるわけです。要するに問題は、それが都市型の工場であるか、あるいは公害発生工場であるか、そういうふうな業種によつてはやはりその面も考えなければならぬんじゃないかと、ただ単に、面積だけでこの小さな規模の工場を規制するというふうな発想のしかたには問題があるんじゃないか、まあ、業種とかあるいは地域とか、そういうきめのこまかい段階

区分などを考えるべきではなかつたのだろうか、こう思ふんですが、この点はどうでしょう。

○政府委員(川島博君) ちよつと外国の話を上げますが、イギリスにおきましては、実は町工場も押えるということで、二十七坪以上の工場がすべて対象になつておたわけでございます。ところが、これはきわめてドラスタチックな抑制手段でございました。したがって、その後だんだんと基準を緩和して、今日では約五百平米が基準になつております。フランスは当初から五百平米、人数五十人以上の就業者を雇用する工場、こういう定義で規制をしておいてあります。私どものところにおきましては、当初は約百人程度の従業者を擁する工場以上をまず規制の対象にしようということ、千六百平米ということ、最低基準にいたしておりました。それが、そういう三十七年の法律改正の際、これを千平米まで引き下げたわけでございます。これによりますと、大体従業者規模が六十人程度になるわけでございませう。しかし、最近の東京その他の既成市街地内の工場の新増設の傾向を見ますと、従業者六十人未満の工場が激増している。それ以上の工場は微減しております。したがって、この六十人以下の工場をすなわち放置しておいたのではやはり規制の実が上がらないということからこれは思ひ切つて半分に押えると。そうすると、大体従業者規模で三十人程度の工場はすべてこの制限の網にかかるといふことになるわけでございませう、それをさらに下げるといふことになつて、これはやはり問題であらうと。ところがうんと下げた場合には、それこそいま先生の言われたような地域別、業種別にきめをこまかくやらないと、これはたいへんなことになりませう、五百平米というわれわれが予想したよりはるかに高い水準にきめられた以上は、これは一刀両断で一律にやるといふことにすべきだと考えて、あえて業種別、地域別の区分はいたさないということにいたしました次第でございます。

○二宮文造君 それで、工業等制限区域ですね。

この問題についてでありますけれども、現行法の第三条におきまして「既成市街地のうち政令で定める区域を工業等制限区域とする。」と規定されておられますけれども、現在の対象区域はどうなっているのか。それにまた今度の改正に伴ってその区域は拡大されるのかどうか。拡大されるとすれば、考えられる対象区域はどうかのこの点説明いただきたい。

○政府委員(川島博君) 現在の制限区域は、東京都二十三区は全域が対象でございます。それから三鷹、武蔵野市は、既成市街地に指定されておるところが全域、御案内のように三鷹、武蔵野市は一部近郊整備地帯に入っておりますが、既成市街地に指定したところは全域工業等制限区域に入っております。それから横浜、川崎、川口につきましては、これは四十一年の法律大改正の際に、拡大追加をいたしましたわけですが、これらの地域においては、既成市街地の中でも約八割程度が制限区域となっております。これは数量で申し上げますと、既成市街地の面積全体で九百四十ヘクタールございまして、そのうち工業制限の網をかぶせた地域が七百十ヘクタール、約八割でございます。今回審議会の答申では、工業等制限区域の拡大につきましては、首都圏の既成市街地及びその周辺地域を、過密の弊害を防止して健全な大都市圏域として発展せしめるためには、工業等制限法の適用区域をすでに過密化した地域に限定することなく、今後における過密の弊害の予防を必要とする範囲に拡大すべきである。したがって、制限区域を既成市街地全域に及ぼすことはもちろん、近郊整備地帯であつてもすでに工業の集積の著しい地域、または近い将来において人口、産業の過度の集中が予想される地域については、工業等制限法の対象区域とする必要があると述べられております。

この答申を受けて事務局は、昭和四十五年の国勢調査による人口集中地区統計及び工業統計等により人口、産業の集積度の高い地区として東京都の北多摩の各市、千葉県の市川市から千葉市に至る臨海部、後背市街地を含みます。――埼玉県の川口市に連なる市街地及び神奈川県では横浜市内に連なる市街地等を既成市街地に指定し、工業等制限区域とすることが妥当であると考え、具体案を示して関係地方公共団体と協議してまいりました。

しかしながら、現在これらの地域は首都圏整備法上の近郊整備地帯の指定を受けており、これに伴って首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律による都府県に対する地方債の利子補給及び市町村に対する国庫補助負担率の引き上げという特別措置が講ぜられており、提案を受けた関係自治体は既成市街地に入ることによりこれらの特別措置を失うことに強い反対の意向を示しております。したがって、この際は、とりあえず工業等制限区域を既成市街地全域九百四十平方キロに拡大することと定め、それ以外の地域を制限区域に編入することについてはなお慎重に検討し、関係自治体とも十分協議の上、できるだけ早い機会に答申の趣旨に沿った改正を行ないたいと考えております。

○二宮文造君 自治体のエゴによって、自治体が補助金なり、助成金なりを受けているから、制限区域に指定されるとその恩恵がなくなるから、ほんとうなら規制すべき市川市だとか、その周辺あるいは埼玉県の川口市ですね、その周辺あるいは横浜、そういうものをやりたいんだけれども除いたという、こういう姿勢はよろしくないんじゃないでしょうか。ほんとうはやらなければいけないじゃないでしょうか。ただやらなければいけないだけども、いま受けている地方財政法上の恩恵みたいなものが、その規制によって消される憂いがあるからちょっと待ちますと、こういうことなんです。それはそれで救済をする措置ができないもんですか。この制限区域に入れるべき地域にあるのだから、財政法上の問題については、その恩恵をどう存続するかという問題については別途動議したほうがよろしいのではないかと思うのですが、これはどうでしょう。

○政府委員(川島博君) 御案内のように、首都圏整備法では既成市街地、近郊整備地帯、都市開発区域と三種類の計画区域を設定いたしまして、既成市街地は人口集中の抑制をはかるために各種の施設の立地を規制する区域、近郊整備地帯は計画的な市街化をはかりながら必要な緑地を保全する地域、都市開発区域は工業都市または住居都市として発展させるためのニュータウン育成の地域でございます。したがって、この既成市街地から各種の施設を追い出して、これを近郊整備地帯あるいは都市開発地域に定着させる。定着させるためには分散しやすいように誘導地域に各種のただいま申し上げましたような恩恵措置が講ぜられておるわけでありまして、それが既成市街地に編入されても同じ恩恵が受けられるということになります。また、もう既成市街地から出ていくことになる企業は私にはなくなるのじゃないか、おそらく少なくなるのじゃないか。やはりそういった周辺のほうで、国家の保護が手厚いということで、初めて誘導効果があるんであって、その中についても同じ恩恵を与えたら、それは政策効果はゼロになるんじゃないかと私は考えております。

○二宮文造君 私の勉強不足で、みごとおしかりをいただきました。そのように理解します。そのとおりだと思ひますが、しかし、ならば、前段の御答弁の中で、首都圏整備委員会がそういうふうな地域を制限地域として考えた発想が、私はおかしくなるんじゃないかと思う。いずれにしても、現状から考えると、おっしゃったような地域は対象地域に指定できないとしても、それと同じような感覚で規制をしなければならぬような現状になっている。この私どもは思うわけでありまして、いまの規制市街地との関連の問題でこちら連でひとつ今後法の趣旨が生きるようなこまかい何といひますか、指導というか、あるいは規制、そういうものに進んでいただきたいと思います。

また、今度別の質問ですが、答申では、工場の新増設については制限するだけでなく、都市の機能あるいは環境改善という観点から、現に公害の発生原因となっている施設などについては改築を認めないようすべくである、こういうふうな答申では述べておりますけれども、この点が改正案に盛り込まれなかったのはどういうわけでしょう。ちょっとその辺、積極的な姿勢が欠けるように思われますけれども、お伺いしたい。

○政府委員(川島博君) 答申は御指摘のとおり、改築制限に踏み切れという提言をいたしております。この提案は現行法のためでございまして集中抑制のための工場の新増設の規制、すなわち、工業集積の絶対量の増加を抑えるという立場を大きく踏み越えて、既存の工業集積の縮減を通じて過密の緩和をはかるべしとするもので、従来の新増設の制限とは全く質的に異なる規制を含む画期的なものといつていいと思います。過密対策の前進のためにはきわめて有効な方策として評価できるわけでありまして、反面においては、検討すべき問題点も多いわけでございます。何となれば、既存の工場の改築を原則として禁止することは、政策的には制限区域の老朽工場のスクラップ・ダウンを強制し、制限区域外への移転を余儀なくせしめて、工場の再配置を促進しようとするものでございまして、対象施設である老朽工場の経営者にとつては、改築が許されないということになれば、移転か転産業かの二者択一を迫られることになり、場合によっては企業の命運にかかわる重大な問題でございます。このような企業経営に重大な制約を加える政策はあわせて移転、分散を効果的に進めるための企業の誘導助成策、さらに転産業を余儀なくされるものに対する移転あと地や施設の買い取り請求を認めるかどうかなど、憲法第二十九条との関連においても検討を要する問題点が多いわけでございます。したがって、制限区域内における改築の実態、改築制限の効果等に関するきめのこまかい吟味も含めまして、今後の検討を待って立法化することとし、今回はひとまず見送ることいたしました。

今回の工業等制限措置の強化は、工業等制限区域を既成市街地全域に拡大し、また制限対象施設設置である工場の作業場の基準面積を引き下げる等の強化改正を行なうことにより、首都圏の過密地帯等における工場の新増設の制限範囲を広げるとともに、これら地域からの工場の移転等を一そう促進させようとするものであります。

又は増設する場合」は許可の対象たり得る。こういうことになっております。これについては、私どもは手をつけるつもりはございませんが、大学の新増設に対する暫定措置である施行令、並びに横浜市、川崎市及び川口市における制限施設の増設に対する暫定措置である施行令、これは三十九年の政令でございますが、附則第二項各号を削ることいたしますとともに、今回の法改正に伴い新たに工業等制限区域となる区域、及び政令施

一方、工業再配置促進法案は、全国的な視点に立って過度に工業が集積している地域から工業の集積度の程度が低い地域への工場移転及びその地域における工場の新増設を促進する措置を講ずることにより、工業の再配置をはかるうとするものであり、今回の工業等制限措置の強化は、工業再配置促進法案に基づく各種施策、たとえば工場あと地に対する融資及び買い上げ、移転運転資金の融資、工業再配置促進補助金等と相まちましてその効果を發揮し、工場の適正配置が一そう強力に実現されていくものと考えます。

行令前にすでに工業の用に供するために埋め立て免許を受けており、政令施行後に竣工認可となる埋め立て地については、五年間に限っての経過措置として、当該新設または増設が当該地域における環境の悪化をもたらすこととならないと認められるときに限り、という条件をつけた上で、工場の移転を伴わない新増設であっても、経過措置として許可することができるものとする予定でございます。

○二宮文造君　もう一点、新たに工業制限区域となつた区域につきまして、五年の経過措置が講ぜ

○二宮文造君 通産省の方、補足すべき点があり
ましたらお伺いしたいと思います。

○政府委員(田中芳秋君) 御質問の御趣旨をある
いは取り違えているかもしれませんが、私
どもでこの前、今国会で御審議をお願いをし、御

られ、そこで、政令施行前にすでに埋め立て免許を受けており、政令施行後に竣工認可の上、工業の用に供する埋め立て地については、五年に限って経過措置を講ずると、こういうことになっておるようでありますけれども、この解釈は埋め立て

可決を賜りました工業再配置促進法は、たとえば首都圏の工場等制限区域について見ますと、こ

免許さえ取っておけば、竣工認可が何年先になつても、それから五年は経過措置が講ぜられる、こ

の中におきます工場の面積は実に一割、全国的に
国土の中におきます工場の占めております面積と

ういうふうに読みかえられるおそれがあるのですが、そのとおりでしょうか。何かそれに条件を付

いうものは〇・四％というような形でござい
ます。そこで首都圏、特に工場等制限区域にはま

すべきではないかと思うのですが、どうでしょう。

とにこうした全国平均の数十倍の工業集積がある
ということから、この工業再配置促進法では何よ

○政府委員(川島博君) 政府といたしましては、政令施行前に、埋め立て免許を受けている工業用

りもまずこういった地域から工場を地方に分散させる、そういうところに主眼を置いて、これに要

埋め立て地については、お説のような経過措置をとることを考えております。その理由は、現行法

種々の助成措置を盛り込んだものでございます。御

業用地に於ては、公有水面埋め立て法に

指摘の点は、これと同時に御可決を賜わりました。産炭地振興事業団法の一部を改正する法律、すな

より都県知事または指定都市の市長が運輸大臣の認可を得て行なうものとされており、この手続

さえ踏めば、いわば埋め立て地における工場建設を政府が公認したという関係になりますので、埋め立て免許を与えたあとで、工業等制限の網をおおせて移転再配置のための工場進出以外は一切認めないということは、法的安定をそこなうのみならず、既得権の侵害のおそれがあり、法律論としては、法律不遡及の原則をはずれるばかりでなく、現実論としても、場合によっては、企業の生存権をも脅かすおそれがあるので、適当でないとの判断、認識に基づくものであります。ただし、この政令は本法公布の日から起算して六カ月以内に施行されることとなりますので、その間における埋め立て免許申請につきましては、所管省である運輸省とも十分連絡をとり、制限区域の地先において、このような工業の用に供する目的での埋め立て免許の運輸大臣による認可は、極力避け、万一かかりにやむを得ず認可をする場合がある

といたしまして、事実上本法案第八条一項の許可基準に準拠するよう土地の利用規制についての行政指導を行ない、たとえば、市内の住工混在地域に散在する中小工場の集約化、協業化のためにする移転再配置のための新増設であつて、なおかつその移転あと地を都市再開発用地として転用する場合等、人口の増大をもたらさず、なおかつ都市環境の整備改善に寄与する場合に限定して、企業の選別立地を認めるという基本方針のもとに、運輸省当局並びに法律上免許の権限を委任されている東京都知事、横浜市長並びに川崎市長の協力を求めるつもりであります。幸いにして美濃部知事にしても、飛鳥田、伊藤の両市長にいたしましても、いずれも英敏にして見識高い名知事、名市長と伺っておりますので、必ずや、私どもの説得に理解と協力を示していただけるものと私は固く信じております。

ほぼ目標どおり達成をいたしております。最近における制限区域内の理工系の拡充状況を見ましても、四十七年度のごときは百十五人ほどでございますが、むしろ定員が減少しているというような傾向も見受けられるわけでございます。なお、理工系学生に対する需要拡充の必要性というのは、今後とも努力すべき必要があるかと存じますが、人口の過度集中の抑制あるいは教育研究の環境という諸点を考えますと、むしろ地方大学等の整備充実をはかるということに重点を置くほうがよろしいのではないかと、そういうことで、理工系のみを例外にするという措置をこの際撤廃をされてもしかるべきではないかと、今後はケース・バイ・ケースで教育研究上の必要性という観点から御許可あるいは御協議を申し上げるということであるというのではないかと存じておる次第であります。

設、そういうものと、この経過措置の廃止、この関係はやっぱり何か実情に基づいて特別に考慮されるべきようなことが必要ではないか、そうであればこれらの学科の新設、増設については、工業等制限区域以外に求めなければならぬ、こういう結果になります。この取り扱いはどうお考えでしょうか。

〇二宮文造君 私、疑問がありますけれども、時間の関係で次に進みます。

〇二宮文造君 文部省の大学学術局の方見えていと思うのですが、いまのような答弁なんです。が、文部省においては、こういう経過措置が廃止されるといふことにはどういう考えをお持ちですか。

〇二宮文造君 文部省の大学学術局の方見えていふふうな御見解のようでありまして、けれども、ちよつと私思ひ出すのは、公害国会、あのときに、下水道法の一部の改正ということ、これが行なわれました。そのときの質疑を通じて、私どもはなるほど技術者が足りない、せつかく本法が成立しても、技術者が非常に少ないので、これだけの膨大な事業というものを遂行していくのに非常に困るといふふうな話をたしか当時政府委員のほうから答弁があったように思います。それを受けてかどうかわかりませんが、昨年の十一月に建設大臣官房長あるいは都市局の下水道部長の名前で文部省大臣官房長、都道府県教育長及び大学協会等に対して、「下水道工学関係学科目等の充実について」といふ依頼文書を発せられたように聞いておりますけれども、その後の状況もあまりかんばしくない、志願者もあまり多くないといふふうな内容のように承知しております。したがって、いまも、差しつかえないといふようなお話でありましたけれども、しかし、国家的な要請のもとにこういう関係学科の、下水道あるいはそれに関する学科の新設あるいは増

〇二宮文造君 非常に長時間にわたりました。質疑を展開してまいりましたけれども、最後に、私の感じは、やはり首都圏の過密という問題に対する、それを抑制あるいはそれを解決するという、こういう強い姿勢というものがこの一部改正の提案にはまだ不十分だ、また、首都圏整備委員会のいわゆる使命といふものか、それも、先ほどは計画官庁だといふふうなことで逃げられたようでありまして、その後私、この法律を、首都圏整備法を見ましたら、計画官庁だけとはなっておりません。この（所掌事務及び権限）第四号の二号ですか、「首都圏整備計画の実施に関する事務について必要な調整を行い、及びその実施を推進すること。」これで、その実施は重要な所掌事務の中に法律で明言をされております。で

〇政府委員（川島博君） この経過措置につきましては、昭和三十三年の本法の一部改正に際して設けられたものであります。このうち、特に理工系の大学及び高専につきましては、科学技術者の大量養成が国の重要施策であること、あるいは理工科系教育の施設にはきわめて多額の経費を要するため、既存施設の利用が必要であること等、諸般の事情から制限区域内においても理工科系学生の教育の一部を分担させることは、当時としてはやむを得ないことと考え、既存学校の団地内で教室の床面積も増加させる場合には、当分の間、本法の適用を除外することとして今日に至っております。しかしながら、既成市街地への産業及び人口の過度の集中の結果、都市環境の悪化等、過密の弊害が深刻の度を加えている現状にかんがみ、理工科系の学校であっても、従来のように本法の適用を除外して、全く放任することは適当でなく、やはり本法の許可基準に照らして、制限区域内において立地することが必要とやむを得ないものに限って、新設または増設を許可すべきものであると考え、経過措置の廃止に踏み切ったのであります。

〇二宮文造君 文部省の大学学術局の方見えていふふうな御見解のようでありまして、けれども、ちよつと私思ひ出すのは、公害国会、あのときに、下水道法の一部の改正ということ、これが行なわれました。そのときの質疑を通じて、私どもはなるほど技術者が足りない、せつかく本法が成立しても、技術者が非常に少ないので、これだけの膨大な事業というものを遂行していくのに非常に困るといふふうな話をたしか当時政府委員のほうから答弁があったように思います。それを受けてかどうかわかりませんが、昨年の十一月に建設大臣官房長あるいは都市局の下水道部長の名前で文部省大臣官房長、都道府県教育長及び大学協会等に対して、「下水道工学関係学科目等の充実について」といふ依頼文書を発せられたように聞いておりますけれども、その後の状況もあまりかんばしくない、志願者もあまり多くないといふふうな内容のように承知しております。したがって、いまも、差しつかえないといふようなお話でありましたけれども、しかし、国家的な要請のもとにこういう関係学科の、下水道あるいはそれに関する学科の新設あるいは増

〇二宮文造君 非常に長時間にわたりました。質疑を展開してまいりましたけれども、最後に、私の感じは、やはり首都圏の過密という問題に対する、それを抑制あるいはそれを解決するという、こういう強い姿勢というものがこの一部改正の提案にはまだ不十分だ、また、首都圏整備委員会のいわゆる使命といふものか、それも、先ほどは計画官庁だといふふうなことで逃げられたようでありまして、その後私、この法律を、首都圏整備法を見ましたら、計画官庁だけとはなっておりません。この（所掌事務及び権限）第四号の二号ですか、「首都圏整備計画の実施に関する事務について必要な調整を行い、及びその実施を推進すること。」これで、その実施は重要な所掌事務の中に法律で明言をされております。で

〇二宮文造君 非常に長時間にわたりました。質疑を展開してまいりましたけれども、最後に、私の感じは、やはり首都圏の過密という問題に対する、それを抑制あるいはそれを解決するという、こういう強い姿勢というものがこの一部改正の提案にはまだ不十分だ、また、首都圏整備委員会のいわゆる使命といふものか、それも、先ほどは計画官庁だといふふうなことで逃げられたようでありまして、その後私、この法律を、首都圏整備法を見ましたら、計画官庁だけとはなっておりません。この（所掌事務及び権限）第四号の二号ですか、「首都圏整備計画の実施に関する事務について必要な調整を行い、及びその実施を推進すること。」これで、その実施は重要な所掌事務の中に法律で明言をされております。で

〇二宮文造君 文部省の大学学術局の方見えていふふうな御見解のようでありまして、けれども、ちよつと私思ひ出すのは、公害国会、あのときに、下水道法の一部の改正ということ、これが行なわれました。そのときの質疑を通じて、私どもはなるほど技術者が足りない、せつかく本法が成立しても、技術者が非常に少ないので、これだけの膨大な事業というものを遂行していくのに非常に困るといふふうな話をたしか当時政府委員のほうから答弁があったように思います。それを受けてかどうかわかりませんが、昨年の十一月に建設大臣官房長あるいは都市局の下水道部長の名前で文部省大臣官房長、都道府県教育長及び大学協会等に対して、「下水道工学関係学科目等の充実について」といふ依頼文書を発せられたように聞いておりますけれども、その後の状況もあまりかんばしくない、志願者もあまり多くないといふふうな内容のように承知しております。したがって、いまも、差しつかえないといふようなお話でありましたけれども、しかし、国家的な要請のもとにこういう関係学科の、下水道あるいはそれに関する学科の新設あるいは増

〇二宮文造君 文部省の大学学術局の方見えていふふうな御見解のようでありまして、けれども、ちよつと私思ひ出すのは、公害国会、あのときに、下水道法の一部の改正ということ、これが行なわれました。そのときの質疑を通じて、私どもはなるほど技術者が足りない、せつかく本法が成立しても、技術者が非常に少ないので、これだけの膨大な事業というものを遂行していくのに非常に困るといふふうな話をたしか当時政府委員のほうから答弁があったように思います。それを受けてかどうかわかりませんが、昨年の十一月に建設大臣官房長あるいは都市局の下水道部長の名前で文部省大臣官房長、都道府県教育長及び大学協会等に対して、「下水道工学関係学科目等の充実について」といふ依頼文書を発せられたように聞いておりますけれども、その後の状況もあまりかんばしくない、志願者もあまり多くないといふふうな内容のように承知しております。したがって、いまも、差しつかえないといふようなお話でありましたけれども、しかし、国家的な要請のもとにこういう関係学科の、下水道あるいはそれに関する学科の新設あるいは増

〇二宮文造君 非常に長時間にわたりました。質疑を展開してまいりましたけれども、最後に、私の感じは、やはり首都圏の過密という問題に対する、それを抑制あるいはそれを解決するという、こういう強い姿勢というものがこの一部改正の提案にはまだ不十分だ、また、首都圏整備委員会のいわゆる使命といふものか、それも、先ほどは計画官庁だといふふうなことで逃げられたようでありまして、その後私、この法律を、首都圏整備法を見ましたら、計画官庁だけとはなっておりません。この（所掌事務及び権限）第四号の二号ですか、「首都圏整備計画の実施に関する事務について必要な調整を行い、及びその実施を推進すること。」これで、その実施は重要な所掌事務の中に法律で明言をされております。で

〇二宮文造君 非常に長時間にわたりました。質疑を展開してまいりましたけれども、最後に、私の感じは、やはり首都圏の過密という問題に対する、それを抑制あるいはそれを解決するという、こういう強い姿勢というものがこの一部改正の提案にはまだ不十分だ、また、首都圏整備委員会のいわゆる使命といふものか、それも、先ほどは計画官庁だといふふうなことで逃げられたようでありまして、その後私、この法律を、首都圏整備法を見ましたら、計画官庁だけとはなっておりません。この（所掌事務及び権限）第四号の二号ですか、「首都圏整備計画の実施に関する事務について必要な調整を行い、及びその実施を推進すること。」これで、その実施は重要な所掌事務の中に法律で明言をされております。で

〇二宮文造君 文部省の大学学術局の方見えていふふうな御見解のようでありまして、けれども、ちよつと私思ひ出すのは、公害国会、あのときに、下水道法の一部の改正ということ、これが行なわれました。そのときの質疑を通じて、私どもはなるほど技術者が足りない、せつかく本法が成立しても、技術者が非常に少ないので、これだけの膨大な事業というものを遂行していくのに非常に困るといふふうな話をたしか当時政府委員のほうから答弁があったように思います。それを受けてかどうかわかりませんが、昨年の十一月に建設大臣官房長あるいは都市局の下水道部長の名前で文部省大臣官房長、都道府県教育長及び大学協会等に対して、「下水道工学関係学科目等の充実について」といふ依頼文書を発せられたように聞いておりますけれども、その後の状況もあまりかんばしくない、志願者もあまり多くないといふふうな内容のように承知しております。したがって、いまも、差しつかえないといふようなお話でありましたけれども、しかし、国家的な要請のもとにこういう関係学科の、下水道あるいはそれに関する学科の新設あるいは増

〇二宮文造君 文部省の大学学術局の方見えていふふうな御見解のようでありまして、けれども、ちよつと私思ひ出すのは、公害国会、あのときに、下水道法の一部の改正ということ、これが行なわれました。そのときの質疑を通じて、私どもはなるほど技術者が足りない、せつかく本法が成立しても、技術者が非常に少ないので、これだけの膨大な事業というものを遂行していくのに非常に困るといふふうな話をたしか当時政府委員のほうから答弁があったように思います。それを受けてかどうかわかりませんが、昨年の十一月に建設大臣官房長あるいは都市局の下水道部長の名前で文部省大臣官房長、都道府県教育長及び大学協会等に対して、「下水道工学関係学科目等の充実について」といふ依頼文書を発せられたように聞いておりますけれども、その後の状況もあまりかんばしくない、志願者もあまり多くないといふふうな内容のように承知しております。したがって、いまも、差しつかえないといふようなお話でありましたけれども、しかし、国家的な要請のもとにこういう関係学科の、下水道あるいはそれに関する学科の新設あるいは増

〇二宮文造君 非常に長時間にわたりました。質疑を展開してまいりましたけれども、最後に、私の感じは、やはり首都圏の過密という問題に対する、それを抑制あるいはそれを解決するという、こういう強い姿勢というものがこの一部改正の提案にはまだ不十分だ、また、首都圏整備委員会のいわゆる使命といふものか、それも、先ほどは計画官庁だといふふうなことで逃げられたようでありまして、その後私、この法律を、首都圏整備法を見ましたら、計画官庁だけとはなっておりません。この（所掌事務及び権限）第四号の二号ですか、「首都圏整備計画の実施に関する事務について必要な調整を行い、及びその実施を推進すること。」これで、その実施は重要な所掌事務の中に法律で明言をされております。で

〇二宮文造君 非常に長時間にわたりました。質疑を展開してまいりましたけれども、最後に、私の感じは、やはり首都圏の過密という問題に対する、それを抑制あるいはそれを解決するという、こういう強い姿勢というものがこの一部改正の提案にはまだ不十分だ、また、首都圏整備委員会のいわゆる使命といふものか、それも、先ほどは計画官庁だといふふうなことで逃げられたようでありまして、その後私、この法律を、首都圏整備法を見ましたら、計画官庁だけとはなっておりません。この（所掌事務及び権限）第四号の二号ですか、「首都圏整備計画の実施に関する事務について必要な調整を行い、及びその実施を推進すること。」これで、その実施は重要な所掌事務の中に法律で明言をされております。で

〇二宮文造君 文部省の大学学術局の方見えていふふうな御見解のようでありまして、けれども、ちよつと私思ひ出すのは、公害国会、あのときに、下水道法の一部の改正ということ、これが行なわれました。そのときの質疑を通じて、私どもはなるほど技術者が足りない、せつかく本法が成立しても、技術者が非常に少ないので、これだけの膨大な事業というものを遂行していくのに非常に困るといふふうな話をたしか当時政府委員のほうから答弁があったように思います。それを受けてかどうかわかりませんが、昨年の十一月に建設大臣官房長あるいは都市局の下水道部長の名前で文部省大臣官房長、都道府県教育長及び大学協会等に対して、「下水道工学関係学科目等の充実について」といふ依頼文書を発せられたように聞いておりますけれども、その後の状況もあまりかんばしくない、志願者もあまり多くないといふふうな内容のように承知しております。したがって、いまも、差しつかえないといふようなお話でありましたけれども、しかし、国家的な要請のもとにこういう関係学科の、下水道あるいはそれに関する学科の新設あるいは増

〇二宮文造君 文部省の大学学術局の方見えていふふうな御見解のようでありまして、けれども、ちよつと私思ひ出すのは、公害国会、あのときに、下水道法の一部の改正ということ、これが行なわれました。そのときの質疑を通じて、私どもはなるほど技術者が足りない、せつかく本法が成立しても、技術者が非常に少ないので、これだけの膨大な事業というものを遂行していくのに非常に困るといふふうな話をたしか当時政府委員のほうから答弁があったように思います。それを受けてかどうかわかりませんが、昨年の十一月に建設大臣官房長あるいは都市局の下水道部長の名前で文部省大臣官房長、都道府県教育長及び大学協会等に対して、「下水道工学関係学科目等の充実について」といふ依頼文書を発せられたように聞いておりますけれども、その後の状況もあまりかんばしくない、志願者もあまり多くないといふふうな内容のように承知しております。したがって、いまも、差しつかえないといふようなお話でありましたけれども、しかし、国家的な要請のもとにこういう関係学科の、下水道あるいはそれに関する学科の新設あるいは増

〇二宮文造君 非常に長時間にわたりました。質疑を展開してまいりましたけれども、最後に、私の感じは、やはり首都圏の過密という問題に対する、それを抑制あるいはそれを解決するという、こういう強い姿勢というものがこの一部改正の提案にはまだ不十分だ、また、首都圏整備委員会のいわゆる使命といふものか、それも、先ほどは計画官庁だといふふうなことで逃げられたようでありまして、その後私、この法律を、首都圏整備法を見ましたら、計画官庁だけとはなっておりません。この（所掌事務及び権限）第四号の二号ですか、「首都圏整備計画の実施に関する事務について必要な調整を行い、及びその実施を推進すること。」これで、その実施は重要な所掌事務の中に法律で明言をされております。で

〇二宮文造君 非常に長時間にわたりました。質疑を展開してまいりましたけれども、最後に、私の感じは、やはり首都圏の過密という問題に対する、それを抑制あるいはそれを解決するという、こういう強い姿勢というものがこの一部改正の提案にはまだ不十分だ、また、首都圏整備委員会のいわゆる使命といふものか、それも、先ほどは計画官庁だといふふうなことで逃げられたようでありまして、その後私、この法律を、首都圏整備法を見ましたら、計画官庁だけとはなっておりません。この（所掌事務及び権限）第四号の二号ですか、「首都圏整備計画の実施に関する事務について必要な調整を行い、及びその実施を推進すること。」これで、その実施は重要な所掌事務の中に法律で明言をされております。で

すから私は、これをさつき知りませんものですか、皮肉を込めたつもりで首都圏整備計画委員会ですかと申し上げたら、だれかがうなずいて、私はそのままかと思っておりましたら、法律には「実施を推進すること」と明言をしております。ならば私が再三指摘をしますように、この過密の問題に取組む、あるいは首都圏のあるべき姿、望まれる姿を整備をしようとする姿勢が弱い、こう言わざるを得ないと思います。これらを含めまして、どうかひとつほんとうに、時をかせ、それだけのゆとりがないわけでありまして、したがってそういう現状をしっかりとふまえて、この問題の解決に強力に具体的に取組んでいただきたい。これは要望でございますし、ぜひとも大臣のほうからも整備委員会に対して、その勇気を持った実施、それをひとつ督促をしていただくと、それをお願いして私の質問を終わりにしたいと思います。

○国務大臣(西村英一君) たいへんいままでは、實際上われわれがやっておるにもかかわらず、首都圏について人口の過密が思うように解消できないということについては、はなはだ弱気の答弁をしましたが、実は非常に責任が重いのでございまして、したがって今後政府全体としても、いろいろ施策を講じていこうとございまして、それから、なかなかわれわれは、首都圏は最も重大な地域でございますから、十分御趣旨に沿うて努力したい、かように思う次第でございます。

○委員長(小林武君) 午後五時まで休憩いたします。

午後四時四十八分休憩
午後五時二十七分開会
○委員長(小林武君) ただいまから建設委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、首都圏整備法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
○春日正一君 首都圏整備審議会の出した「首都圏における人口、産業の集中抑制のための施策に

ついて」、四十六年十月二十一日の文書ですね。これの七ページのところに、「工業等制限区域をとりまく臨海地域および内陸地域においては、制限区域からの移転と集積の利益を求めて集中する新規工場の立地によって工場の激増を招いており、過密の弊害は次第に拡大している。」というふうに出ております。この過密の弊害と言われるものの中身ですね。あるいはその範囲とか、そういうものをどんなふうにかえておりますか。

○政府委員(川島博君) まあ、過密現象をいかに把握するかということ、いろいろな角度からできるわけでございますが、まず、工業の激増による過密の弊害というからには、まず第一には、やはり大気汚染並びに水質の汚濁問題につながるかと考えます。御案内のように、川崎を中心とする京浜工業地帯におきましては、川崎せんそくと称されるように、被害が全市民に浸透しようとしておりますが、従来は白砂青松の海岸でありました京浜工業地帯が、いまや市川地先から富津岬までがすべて人工の海岸に変貌しております。これらの地域におきましては、対岸の京浜工業地帯に劣らず、林立する工場が操業いたしておりますので、これが排出する亜硫酸ガス、あるいは工場排水、悪臭等の問題が、いまや京浜工業地帯と同じ程度のウエートを持って心配をされるに至っております。しかし過密問題は、そういう公害あるいは環境の破壊といった直接的なものだけではなくて、あらゆる種類、あらゆる方面にあらわれております。たとえば、用水事情が悪化するということもその一つでありますし、海陸交通をはなはだしくふくそうせしめる。現在、東京湾地域に入港いたします船舶は、最近の統計では年間約四十五万隻以上の小さな船までを含めると四十五万隻に達します。また、東京湾口を通行する船舶は一日七百六十七隻でございます。また特に、ふくそうする夕方の一時間——三時から四時までの間は、実に一・二分に一隻の割合であの湾の入り口を船が往復しているわけでございます。まさ

に海上交通におきましても祝田橋交差点並みの込みよう、こういうことが言えるかと思えます。陸上交通もまたしかり。京葉・京浜工業地帯が含まれる東京湾地域の過密の弊害は数え上げれば、私は切りがないというふうにかえております。

○春日正一君 そこで、そういう過密の弊害の予防を必要とするということ、この答弁では、「従って既成市街地のうち現在本法の適用を除外されている臨海部および内陸部はもちろん、近郊整備地帯であっても、すでに工業の集積や市街地化の進展によって過密の弊害が著しい地域、又は近い将来において人口、産業の過度の集中が予想される地域については、このさい本法の対象区域とする必要がある。また、現在本法の適用を除外することとしている工業目的の埋立地についても、そこでの工業開発が結果として隣接する制限区域における過密の弊害を助長することとなるので、制限区域にふくめるべきである。」、というふうな答弁をしております。そこで、この答申に基づいてどういう拡大措置がとられるのか、そこを説明してほしいのですが。

〔委員長退席、理事西村英一君着席〕

○政府委員(川島博君) 先ほど御説明を申し上げましたが、私どもはこの答申は全く正しいことを答申しております。したがって、この答申を基に、この法律改正の機会に制限区域の拡大をはかりたい。御案内のように、この制限区域の拡大は法令で足ることになっておりますので、先ほど申し上げましたが、ただいまは二十三区と横浜、川崎の一部ということでございまして、これを京葉工業地帯まで拡大をすべきである、また、北のほうは川口から浦和、大宮に連なる市街化区域についても、これを制限の網に乗せるべきである。神奈川県につきましては、たとえば横須賀でありますとか、大和市でありますとか、横浜に隣接する密集市街地についても、これを制限の対象に加えるべきではないかと考えまして、それぞれ千葉県知事、埼玉県知事、神奈川県知事、それから拡大を要請した横須賀市、大和

市、市川市、船橋市、千葉市等々お願いに参ったわけでございますが、先ほど来御説明申し上げましたように、現在近郊整備地帯として指定されておりますために、各種の財政上の恩典措置がございまして、これが失われぬような措置をしていただければ拡大には反対しない——全然反対、絶対反対というところもございまして、この恩典措置を残していただければ考えましようという地方団体もございました。いずれにいたしましても先ほど御説明いたしましたように、その恩典を既成市街地まで拡大するということは政策の面でマイナスでございます。したがって、私どもはそういうことは考えておりません。しかしながら、肝心の地方公共団体が反対をいたしております以上は、これは審議会はどうせ原案を、また、基本方針でございますから、御審議願わなければならぬわけでございますが、いずれも、この公共団体が審議会の構成員でございます。この方々がござって反対に回った、これは審議会も通りませんし、したがって要するに、今後この過密の現況をよく説明をいたしまして、事態はいかに深刻かということとを認識、説得いたしまして、その上で地域の拡大に協力してもらうこの努力は今日以後も引き続いて続けるつもりでございます。

○春日正一君 それで、肝心なことを言ってくれなかったんだけれども、現在では政令四条で、東京都の特別区、武蔵野、三鷹、横浜、川崎、川口の一部、その中で、工業用地埋め立て免許のあった埋め立て地の区域は除くというのを、改定案では、横浜市、川崎市の臨海部及び同市既成市街地の西側の部分を制限区域に加える、そういうふうなあれですね。

そこで、首都圏整備委員会からもらったこの地図ですけれども、新しく加わったというのは、この川崎から横浜、鶴見にかけてのこの埋め立てと、それからここの横浜のずっと先のほうの埋め立てと、それからあとこの西のほうが少し入ったということだけで、これでも私はこっちは非常に狭いと思うのですけれども、特にこの東京都が

ら向こうの千葉県側が全然これ、入ってないというのでは、過密の弊害を除くということができないんじゃないかと思うのだけれども、一体これはいま話し合ったように、市川とか関係都市が近郊整備地帯に入っているの、それをかけてもらっちゃ困るということで反対してできないということ、それでほうっておいていいものかどうかということですね。そこらの辺りなんです、効果があるかどうかと思うのがね。

○政府委員(川島博君) ただいま御指摘がございましたが、私どもは現在の制限区域七百十キロが決して広いものとは思っておりません。しかし、これらの地域は現在のいわゆる京浜工業地帯の中核部は全部押えておいたわけでございまして、ただ一つ海面埋め立て地が適用除外でしり抜けになっておいた、したがって、この海面の工業用地を埋め立て、これを従来のように野放しにしておくことは絶対に許すべきでないということで、この際、埋め立て地はすべて適用対象に加えたわけでございまして、また横浜、川崎西部の住宅地帯につきましても、今回新しく工業制限区域に追加をいたしましたわけでございまして、これで面積が約九百四十万平方メートルになるわけでございまして、それで、私どもは決して十分とは思っておりません。御参考になりますと、イギリスでは実に四万平方メートルが制限の対象でございまして、フランスにおきましても一百万平方メートルが対象でございまして、四万平方メートルと申しますと、関八州に福島県の面積を加えたぐらいの大きな地域が工業制限の対象になるわけでございまして。また、これは事務所規制の対象にもなっております。それから、フランスにおきましても一百万平方メートルでございまして、これは既に南関東一都三県全体をおおうぐらいの面積でございまして。したがって、これらの両国の実施状況に比しますと、わが国の政策はいかにもみみっちいということが言えます。しかし、これはやはり諸般の事情から各種の調整を経て、まず七百十平方キロからスタートした。私はこの際やはりできれば三千万平方メートルまで拡大

すべきだと考えておりますけれども、現在直ちにこれを実行いたしますことは、この地方公共団体あるいはその他の関係者の強い反対がございまして、政府が政令をもって、これを押し切るといふことは法律論としては可能でございすけれども、実際問題としてはなかなかむずかしいと、しかし、私どもはあくまでもこの程度の規制では将来また問題を起すことは間違いないと確信いたしておりますので、力強く関係地方自治体の説得を続けてまいりたいというふうに考えております。

○春日正一君 まあ、地方自治体がなかなかうんと言わぬと、そして首都圏の事務局としては何とかして進めたいということでは話はその終わりになるわけでございすけれども、しかし、やはりこの段階でこの首都圏の過密の問題ですね。そういうような問題をどう処理するかという点は徹底的に議論しておく必要があると思うんですよ。だから、そういう意味で、私はそういう事情を承知の上で突っ込んで質問するわけでございすけれども、この改正案では法律の目的を改正して従来の産業及び人口の過度集中の防止というだけでなく、都市環境の整備改善を規制の目的に新たに加えることにしていますけれども、集中の規制、都市環境の両面から見ても、千葉県の臨海工業地帯を規制対象に加えないければ、集中と環境問題は、これは解決できないだろう、一そう状況を悪くするだろうというふうに考えるわけです。

そこで、たとえば埋め立ての状況を見ましても、工業用の、東京港が三十五年から四十五年実施数で二十四ヘクタール、それから川崎港が、四十六年から五十年計画で四百二十九ヘクタール、横浜が三十五年から四十五年で八百十八、それから千葉が三十五年から四十五年で三千八百四十四、十六年から五十年で千六百五十九、四千七百四十三、横須賀が六、それから四十六年から五十年で六十、それから木更津が四十五年までで千五百八、それから四十六年から五十年で千九百七、合せて二千九百六十五、だから東京湾合計で九千四百五十五ヘクタールのうち千葉県の関係が四千七百

四十三と二千九百六十五でもって七千七百八ヘクタール、東京湾の埋め立ての八五割を占めているわけですね。だからこの千葉県をそのままにしておいてこの埋め立ての問題に触れなかったら、そういう環境と集中の問題を緩和していくというか、解決していくというか、改善していくというか、そういうことはできない相談ではないかというふうな考えるのですけれども、その点どうですか。

○政府委員(川島博君) 全く同感でございす。○春日正一君 そこで、運輸省のほうにお聞きしますけれども、千葉県埋め立ての状況、現状と将来の計画、そういうものはどうなっていますか。

○説明員(大久保重光君) お答えいたします。千葉港の埋め立ての計画でございす、これは港務管理者のもとにおきまして港務区域内の空間の利用の計画が立てられて、それで、港務法のたてまえが港務管理者の行政になっております。それで、その港務管理者の立てた計画を国のサイドから見ても支障がないかどうかというのを港務法四十八条によって計画を審査するわけでございす、そういうような形でチェックされた計画に基づいて千葉県が港務の整備計画、それから埋め立ての計画をやっているわけでございす。それで、先ほど先生が読み上げられました数字でございす、現在の時点において、いわゆる完全にオーソライズされた計画という形ではございせんが、港務管理者のほうにおきまして、たしか昭和四十二年だったと思ひますけれども、千葉港の港務計画を立てるに当たりました、千葉港だけでなくいまや私どもの見るところ千葉から東京、川崎、横浜、横須賀、東京湾全体もいまま一つの港の計画になつていっているものでございすから、個々の港の計画を云々しても適切でないという判断のもとに、港務審議会でも東京湾港務整備の基本構想というのを一応立案いたしまして、それでその基本構想の中で、その基本構想に各港務管理者の計画がどのように適合性がとれているかということをチェックすることにしたわけ

でございす。それで、実はその東京湾港務整備計画の基本構想をつくりました時点におきましては、実は今日ほどに過密の問題が深刻になっておりませんでしたものですから、また当時の首都圏の基本計画に照らしましても東京港の前面はこれはもう工業用に供するような埋め立てをすべきではない。

〔理事西ヶ久保重光君退席、委員長着席〕

それで、今後の重化学工業のための用地はむしろ千葉県南部のほうに考えるべきであるというような考えがございす、そのあたりから、その当時につくりました計画で考えられておりましたものが、先ほど先生の示されたものと一連のものにございまして、千葉港の港務区域におきまして、大体工業関連用地でございす、全部が工業用地というわけではございせんが、工業関連用地が千五百六十六ヘクタール、それから、木更津港が二千五百九十八ヘクタールの工業関連用地を当時の基本構想においては予定したわけでございす。それで、当時におきましては、千葉県といたしましては千葉県の京葉臨海工業地帯開発計画というのを県の長期計画の中で持っておりまして、そういう千葉県の御意向もしんじやういたしまして、そういふ上げたものでございまして、そのうちすでに実施されましたものが、ちょっと数字が、先ほど先生がお読み上げられましたのは三十五年からの入ったものであるとございす、ちよっとそこいらの適合性がとれないわけでございす、五十年までの計画として一応私どもが聞き及んでおりますのは、いまの基本構想には見合ったようなものを聞き及んでおられるわけでございす。それで、なお最近の情勢に対応いたしまして、私どももいたしましては、先ほど二宮先生の御質疑の過程でもちよっと出たことがございす、これらの東京湾における埋め立て等につきましては、関係各省とよく御相談いたしまして、それで片一方におきましては千葉港においては公害防止の基本計画が策定されております。そういうようなものとの関連も見ながら港務管理者の計画をチェックし

ているという状況でございます。

○春日正一君 千葉県のほうのさつき私が読んだのは運輸省からの資料ですが、千葉県開発庁の資料で見ますと、千葉県の埋め立て状況というものは四十六年十二月末現在、埋め立ての全体計画の構想として一万五千九百一十一ヘクタール、そのうち完成面積が七千八百八十四ヘクタール、これが四九・五%ですか。それから、進出企業の状況が五千八百四十九ヘクタールに千九百六社すでに進出しているという状況ですね。そして、工事中の面積が六千七百三十三ヘクタール、それから、これからやるというものが浦安地区の五百四十ヘクタール、京葉地区の千ヘクタール、南袖ヶ浦地区の三百三十七ヘクタール、木更津北部二千ヘクタール、富津地区の千六百ヘクタールというような形で、非常にたくさんのもので予定され、計画されていっているわけですね。現在、完成したものは計画の半分なんだけれども、立地したものは三分の一強しかないけれども、すでにもう相当の工場と人口がそこに集中して、公害現象なんかも起こしているし、それから、東京都の交通関係なんかも交通の渋滞とか、そういうようなものも起こしている、これが現状だと思います。

そこで、そういう状況をもう少しあれするために見ていきますと、東京湾の工業出荷額、これは四十三年度で、全国工業出荷額の四十五兆円のうち十二兆円、東京湾だけで全国の二七%を占めておりますし、昭和四十五年の工業統計では、首都圏の工業出荷額は全国の三五%、だからその大部分が東京湾の工業地帯が占めておるといのが実情だと思えます。ここに集中してきておる。そして六十年の見通しとしては、交通政策審議会の論議を見ますと、東京湾の港の貨物の取り扱い量、これは昭和四十五年が三億七千万トン、それが六十年には十三億九千万トン、三・八倍、こういうことが予想されております。これが海陸での交通の激増の要因になっている。そして東京湾の海上交通の現状ということで見ますと、前方避航距

離というのですか、自動車の車間距離に相当したものだそうですけれども、速力九ノットで千メートル必要なところが現在三百メートルしかとれないという現状になっておるといふように言われております。大体こういうふうな状況というふうに理解していいんですか。

○説明員(大久保市君) 私、手元に正確な資料を用意していませんが、大体の傾向といたしましては、東京湾の利用の状況は、いま先生の御指摘になりましたような状況に近うございます。それで現状におきましては、先ほど先生の御指摘のように、東京湾沿岸地域の工業出荷額が非常に全国的な面から見ても高いということでございますが、これも事実でございます。それで、その点から、先ほど私も答え申し上げましたのは、今後の問題といたしましては、工業の生産の場として、この限られた空間をこれ以上使っていくことについては、やはり問題があるんじゃないか。しかしながら、現に動いているものを急にストップするわけにもまいらないし、そこいらのところではやはり食いとめるには、地方の新産都市、工業整備特別地域、さらには大規模臨海工業地域、こういうようなものの地方における開発というものの、受け入れの場をつくっていかねければいけないというところがございます。それから、もう一つ、東京湾の港湾取り扱い貨物量の見通しにつきまして、運輸政策審議会の試算の数字を御提示なされましたが、これにつきましては、いわゆる現状トレンドで推していきま

す、そういうようなことにもなりかねないというように意味合いを含めた数字でございます。それで、これは日本の経済活動の規模、首都圏における経済活動の規模、それから消費水準、こういうようなものとの相関でございますので、具体的には六十年時点におけるそういうような経済指標の見直しを、やはり別個の角度から立てられたものをベースにして試算し直さなければいけないと思っております。そこいらにつきましては、先ほ

ど首都圏のほうから御答弁ございましたように、新全総計画の改定に関連して首都圏の基本計画がつくられました段階におきまして、あらためて数字の見直しをしなければならぬと考えております。ただ、申せますことは、私も少な目に見ましても、六十年時点には十億トン程度の首都圏の港湾取り扱い貨物量は出てくるんじゃないか、そういうようなことを考えますという、東京湾ですべてそれをしようとするのは非常に問題があるんじゃないかというように、それ以外の方法もいろいろと調査を進めている状況でございます。また、湾口航路の交通の安全、いわゆる陸上での距離でございますけれども、これもやはりいまの距離でございますけれども、これもやはりいまの湾口航路の形がS字カーブをしておりますもので、しかも非常に見間違いやすい障害物もございしますものですから、そういう点については湾口航路の改良も進めていかなければならない。そういうことによつて、いわゆる海上交通容量としては、その必要な交通容量を確保するようにいたしたい。湾口航路の整備も進めなければならぬと思っておりますし、また湾内に大きなタンカーが入るといふことについてはまた問題もあるうと思

なっておりますし、しかもこれから先さらに埋め立てる大きな計画があるわけですね。そしてそういう中で、たとえばこういうのを見ても、富津で「十年先の需要に備えて、燃料・流通基地を建設富津沖進出方針固まる三菱グループ」というような形で、あそこへ石油コンビナートをつくるつもりだったのが、千葉県でこれは困るといつて断わられたのであそこを燃料基地にすると。それで液化ガスとか液化石油油というふうなもの非常に大きな貯蔵能力を持つというのですから相当大きな計画ですね。そういう計画をやれば当然そこへそれを運ぶ船が入ってくるわけでしょう。いまあなたは大きなタンカー困ると言ったけれども、そういうようなものが入ってくるという条件になるわけですね。そういうことがどんどん計画されて進められていっているというのを考えてみますと、これは首都圏のほうへの質間になりますけれども、こういうことを考えてみて、一方で制限区域の中では従業員三十人程度までの中小工場の新増設も法律を改正して押えるということをやしながら、一方、対岸の千葉県では埋め立てははうだい、工場は建てはうだいということにしておいて、それでいわゆる過密の弊害を押えるということができたらどうか。当然これは千葉県側を入れて、東京湾全体の沿岸として規制を強めていく、あるいはもっと大きな計画で配置を考えていかなければ、片側だけ押えたって、片側野放しにしておいたら、さっきあなたの言われた空気と丹沢のような箱の中に両方入っているわけですから、だから当然これは防ぎきれないことになる、これは明らかでございます。そうすると、まあ先ほど言われたいろいろ抵抗があるといわれるけれども、これはどうしても入れるということをやすべきじゃないか、この点どうですか、大臣のお考えは。

○春日正一君 その頭を悩めていることは大いに理解できるんですがね。ただ問題は、いまのよう

○国務大臣(西村英一君) 私もそう思います。したがって、今回もいろいろ委員会、審議会で討議されたんですが、さいせん申し上げ

げましたように、地方公共団体の問題もございまして、一応は預かりになっておるわけですが、このようにもうすでに近郊地帯ではなくて既成市街地と、こう見なけりやなりませんからこの辺について十分考えなければならぬと、私は思っております次第でございます。

それからもう一つ、これは余談になりますけれども、東京湾のふくそうの問題、これは一つの政府としても重大な問題でございまして、この問題につきまして、私は結局東京都の物資だけをほかすのではなしに、いまの流通機構というものが東京湾を中心として中央線それから常磐線、東海道線、みな放射状になっておる、これは私は数字はわかりませんが、鹿島なら鹿島でもって油の精製をする、そうすれば地域開発というものはその地域にはかすのが必要なんですから鹿島でつくったものは福島、栃木、茨城というようにほかすように、それを鹿島で油を精製してわざわざ東京湾に持ってきてという何と申しますか、計画性がない輸送が行なわれておるのじゃないか。そうするとますます東京湾は込んでくる。ますます込んでくればやはり埋め立ても延期しなければならぬという因果関係になっておりますから、この辺はせつかく鹿島があり、鹿島は精製地であればもう一つ流通の港をつくって交通機関を放射線だけでなく、放射線なら放射線にやっつけてこれを横につなぐという計画をもう大々的にこれやらなければ、ますますこれ東京湾はふくそうしてくるようなことを思っております。

余分になりましたが、いまの市川、船橋その他の臨海部の点につきましては今後とも十分意を尽くしたいと、かように思っております次第でございます。

○春日正一君 それで、富津地区の埋め立てと工場進出が最近問題になって、さっき私ちょっと三菱の問題言いましたけれども、千葉県開発庁の当初の計画、去年の七月の計画を見ますと、埋め立て面積が千六百五十ヘクタール、三菱グループ六百九十ヘクタール、新日鉄三百六十ヘクタール、三井グループ三百三十ヘクタール、東京電力百三十二ヘクタール、国土総合開発百三十ヘクタール、出光興産九十九ヘクタール、こういうことで、さっき言ったように三菱グループは最初の日産四十万バレルの石油精製工場、エチレン年産八十万バレルの石油化学工場、三井グループは日産二十万バレルの石油精製工場、精密化学、ガラス、建材、新日鉄は鋼管製造工場というふうなおもな計画で京浜、千葉、鹿島こでできる石油合せて日産二百三十万バレルその三分の一近いものを富津でつくろうというふうな計画があつて、それでまあいろいろ批判を受けて、埋め立ては認められけれども、石油精製、石油化学は認めないという条件をつけたんで先ほど言ったように三菱は燃料基地、流通基地にするというふうに変え、そして燃料基地として二百六十四ヘクタール、液化天然ガススタンクヤード、貯蔵量が五百万トンから一千万トン、サラワク方面からの液化天然ガスを首都圏各地域に供給するというふうな計画でやっているし、流通加工基地として百三十二ヘクタール、日本郵船、三菱倉庫、三菱商事のコンテナ船、鉱石船などの専用埠頭をつくって輸出入物資を扱う。そして近い将来、遠隔立地に対応できる中継基地にするというふうな計画を立てている。

こういうふうなことを見ますと、一応石油コンビナートは挫折したとしても燃料基地、流通基地が東京周辺に集中し、交通量が激増し、あるいは防災問題とか公害問題というふうなことが深刻化する。これはこれは変わりないと思うのです。だから、そういうことを考えてみますと、千葉県内の埋め立ての規制、工場立地の禁止の可能なほかの手だてというものが考えられなかならぬと思うのですけれども、そういうことは考えられるかどうか、ないとすれば、近郊整備地帯のいかにとらわれずに、やはり工場制限区域として押えるというふうなこともしなければ、これはちょっとおさまらなかつたかめことになると思うのです。その点お聞きしたいのですが。

○政府委員(川島博君) まことに深刻なお話でございます。同感の至りでございます。当面の説明申し上げておきますように、直ちにこの京葉地帯に工業制限法の網をかかせることはまず不可能でございます。しかるに、工業制限法以外の手段によつて、工場の立地をコントロールすることはできないか、実はできます。公有水面埋立法を抜本的に改正をして政策目的、法律の目的にそつた立地規制をうたい込めればできるわけです。またこれは埋め立て権、埋め立て免許の根拠法でございますから、これでもって免許を与えないということになれば、永久に自然の海が保たれるわけでございます。したがって、これは前々国会でも予算委員会でも問題になりました、運輸大臣並びに建設大臣が公有水面埋立法の改正については前向きで取り組むという御答弁をなさっております。自來、建設、運輸両省当局では鋭意検討を続けているものと私は信じております。

○春日正一君 そのところ、これはやはり大臣でないと、そういう大問題ですからね、いま言ったように公有水面埋立法ですか、これを変えて、そして千葉県沿岸の埋め立てを押える、そのための法律を出すというふうなことを考えておいでですか。

○国務大臣(西村英一君) この千葉県だけを考慮して云々するわけじゃないんですが、公有水面埋め立て、これは非常に古い法律でございまして、それから、認可の基準も失われた利益と得られる利益とのバランスでやるとかいつて、妙な基準になつておるわけです。したがって、これはひとつどうしてもやはり相当に古い法律でございまして、法律は古くてもいいんですが、時代が相当に変わつて、公有水面埋め立て、ことに海洋問題についていろいろ問題が提起されておりますので、この点は手がけてまいりたいというので研究はいたしておりますが、何さ非常に膨大な法律でございまして、都市計画法に並ぶ法律でございまして、ぜひこれは建設省としてもやりたいと、かように考えておる次第でございます。

○春日正一君 その点はぜひ積極的に進めてほしいと思ひます。

もう一つ、ついでに言えば、この図面見てもあれですけども、こうやってぐるぐるっと東京湾を埋め立てしてしまつて、しかも、この湾岸道路というふうな形で、このまわりをずつと道路ができて、それから、ここは木更津のちよつと先のあたりですか、この辺からこち、川崎の多摩川寄りのところへ橋ができる、それからこちも何かとば口のほうですね、富津のこちのほうからこれへ橋ができるというふうなことで、橋をかけるような計画まであるようですけども、こうなれば東京湾の対岸と、こちの交通というものは非常に便利になりますから、便利になれば、そこへ企業なり人口なりが集中するということ、これは一つの法則のように言われていることですね。ロブソンが来て、東京都に言った意見では、東京都が高速道路をつくつたのは大失敗だった、あれだけの金をかけて高速道路をつくるもんだから人がよけい入つてくる、だからむしろあの金を東京の環境改善のために使つたほうがよかつたろうというふうなことを言ったというふうな言われているんですけれども、それと同じようなことがこで言えるんじゃないか、いま過密になつて困る、公害が起る起ると言われているときに、こういう形で大規模な湾岸道路をつくる、東京湾に橋をかけて兩岸の交通を便利にすれば、その局面だけ見れば便利になるだろうけれども、必ずそこにもっと大きな企業と人口が集中して、さらに大きなさつき言つた過密の弊害といひますか、そういうものをつくり出す、そういうことを考えますと、やはりそこまで先の十年、十五年まで考えて、この国土の建設なんというものはもつと二十年も三十年も、いまから規制をしていくという手を打たなければ後手後手に回つて、結局過密の弊害というものを押え切れないうちで一生終つてしまつたというふうになるんじゃないか、そういう気がします。だからそういう意味で私は、東京湾の埋め立てという問題をやはり押えて

いくというようにすることが必要だろうというふうに思っています。

そこでもう一つの問題は、新しく工業等制限区域に加える横浜、川崎の臨海工業地帯ですね、これの経過措置はどういうふうに考えていられますか。

○政府委員(川島博君) 新たに今回、制限区域に追加される横浜、川崎両市の臨海部並びに西方内陸部につきましては、政令で経過措置を定めることとしておきます。

それは、一つは「この政令の施行により、新たに工業等制限区域となつた区域内においては、この政令の施行の日から起算して五年間に、制限施設を新設し、又は増設する場合であつて、当該施設又は増設が、当該地域における環境の悪化をもたらすこととならないと認められるとき」、これが一つのケースでございます。

第二は、「この政令の施行前に、工業の用に供する目的をもって公有水面埋立法第二条の免許を受け、この政令の施行の日以後に同法第二十二条の竣工認可を受けて、新たに工業等制限区域となつた区域内においては、当該竣工認可のあつた日から起算して五年間に、制限施設を新設し、又は増設する場合であつて、当該新設又は増設が、当該地域における環境の悪化をもたらすこととならないと認められるとき」に許可することができると。

要するに、今度は一般的には都内の住工混在地区から移転、リブレスする場合に限ってしか新増設を認めないわけですが、新たに拡大された内陸地区及び臨海埋め立て地域については、特例措置として五年間を限って、そういう移転に伴う新増設のみならず、全く新規の新増設も認めよう、これは工業の埋め立てとして初めから国が公認したわけでございますから、それをあとから別の法律をかぶせて、おまえはもうだめだというのはあまりひどいのではないかと、やはりそういうものは一種の既得権あるいは法的安定をそこなわないという法律上の立場から手だてをすべきではないかというふうに考えている次第でございます。

○春日正一君 運輸省のほうに伺いますけれども、この五年間に埋め立てるといふ面積は、これは横濱、川崎の地域でどのくらいあります。

○説明員(大久保警市君) いま手元にちょっと適切な資料がございませんで、はなはだ恐縮でございますが、これは若干古い時点の調査でございますが、四十五年の十月現在造成中の神奈川県の前面の埋め立て地でございますが、造成中のものが工場用地としまして二百八十五ヘクタールでございます。それで、その後埋め立て免許をとつたものもございまして、ちよつと御質問の趣旨が事前によく私も承知いたさなかつたものですから、ちよつと準備不足で、ここで正確な数字を申し上げかねるんですが、御了承いただきたいと思います。

○春日正一君 とにかくいまでもわかつているだけで二百八十五ヘクタールあると、あそこだけのところで、ですから、相当大きなものがあるわけですね。特に扇島なんかは日本鋼管が埋め立てして、いまの工場をつくり移すというふうな形でやっていると、東大東大と、こういうことになつてしまつと、東京湾全域にわたつて、結局千葉県のほうの網をかけるという分まで入れると、大企業の工業立地というものはまるきりかたづけになつてしまつたことになるんじゃないかというふうに思っています。それで、過密の弊害、都市問題といふものは、これは何年も先の問題ではなくて、いまの具体的な問題になっているわけですから、こういうことで、五年先まではやむを得ないというふうな形にしてしまつたというやり方は非常に手抜きになってしまつたというふうな気がするんで、それはもうそれでしかたがないということですか。

○政府委員(川島博君) せっかくお話が出たようでございますので、日本鋼管の扇島移転問題についていささかお時間を拝借してよろしうございませうか。――御案内のように、日本鋼管京浜製鉄所、これは明治の末年に創設されたものでありまして、創業以来約六十年間を経過しようとしております。したがって、工場は増設に次ぐ増設で満ちておるわけでございまして、しかも、施設は老朽化、特に高炉施設の老朽化は建てかえをしないと商売にならぬという状態に達したわけでございまして、そこで、日本鋼管当局は、当初、京浜工場をスクラップ・ダウンして、遠隔地に立地することも考えたやうでございます。しかし、遠隔地に適當な候補地がなく、また、現在日本鋼管は二万人の従業員をかかえております。また、関連企業に六万人おります。つまり、日本鋼管でめしを食つておる人間が八万人、家族を入れば二十五万人があつた工場に依存しているわけでございまして、この二十五万人の民族大移動をするということもたいへんでございます。そこで日本鋼管は、これは日本鋼管の現在埋め立てておられます扇島地区、これは東京湾内でも一番地盤の悪いところでありまして、したがって、埋め立て工事も非常にむづかしい。対岸の鋸山を切りくずして、いまプッシュ・パーズで運んでいるわけなんです。これは締め固めまして、おそろしく軟弱地盤でございますから、相当な工事費がかかるばかりでなく、将来大地震等が発生した場合、かなり不安なところになります。したがって、高炉が倒壊するといふようなことも私は考えなければならぬのではないかと思います。しかし、日本鋼管としては、そういったリスクをあえておかつて、遠隔立地でなくて、地先海面にリブレスするといふことを、会社の最高方針として決定したわけでございまして、これに對しまして、横浜、川崎市当局は、再三折衝を重ねた末、確かに陸上の高炉をつぶして海上に新鋭高炉を二基建てる。現在粗鋼年産が六百万トンでございますが、これを新鋭二基に変える際に、五十万トンだけ多くしてはしる。六百五十万トンの設備能力のある新鋭高炉二基を建設する。同時に製鋼工場の一部も埋め立て

地に移しましてやる。しかも、昭和五十三年の完成時までは、亜硫酸ガスの最大着地濃度を○・二PPMまで下げるといふ会社は約束をさせられたわけでございまして、したがって、公害対策に關する限り、この日本鋼管の扇島移転は確かにプラスになる面があると思ひます。しかし、私どもはそれだけでは満足できません。したがって、実は一昨年私がまだ首都圏整備委員会に著任早々でございまして、この問題の相談を受けましたので、直ちに神奈川県、並びに横浜、川崎市当局、さらに日本鋼管の幹部も呼びまして、注文をつけました。その注文は、まあこの際施設のスクラップ・アンド・ビルドを現地で行ふといふことで、諸般の事実が進行しておりますから、あえてそのこと自体には反対いたしません。しかし、これ以上、京浜工業地帯の過密を激化させないためには、現在の粗鋼生産能力六百万トンを六百五十万トンに上げることは認めるけれども、それ以後の増設は一切認めない。御案内のように、百五十万坪埋め立てるわけでございまして、高炉はまだ二本でも三本でも立つ余地がございまして、おそらく粗鋼生産能力で二千万トン程度の余地があるわけでございまして、日本鋼管がたしてそういう意図のもとにやっていると、いかばかりわかりませうけれども、その可能性はあるわけでございまして、そこで、私は運輸省当局とも連絡の上、港湾審議会委員という私の立場がありますから、その席をかりて圧力をかける以外に阻止する方法はないわけでございまして、したがって、私は港湾審議会、堂々と意見を述べたわけでございまして、それは現有勢力以上に将来永来永劫にわたつて生産能力を増強させないといふこと。それから、現在陸上施設が八十八万坪ございまして、高炉は全部とりこわすわけでございまして、製鋼工場の一部もとりこわすわけでございまして、製鋼工場に提供して、都市再開発用地として活用させない。会社の都合でどうしても譲れないという場合には、会社の敷地として、内に樹林地、あるいは

第十二部 建設委員会会議録第二十二号 昭和四十七年六月十六日【参議院】

緑地、あるいは運動場等をつくって、従業員が福利厚生のために利用するとともに、余裕がある場合には横浜市、川崎市民のために開放して、環境改善のために役立たせてほしい、こういうことを申し入れました。会社は、全国の鋼管工場からの製品の集積と配送のための流通基地にしたいので、そういう土地をお譲りする余裕はございません、と云っていましたが、私は力強く説得を続けました、会社の幹部を何回も呼びまして、その結果全部私どもの条件をのんでいただきました。最後に報告に見えました会社のある幹部は私に向かつて申しました、川島さんには負けました。

午後六時二十九分休憩

午後七時四十七分開会

○委員長(小林武君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

引き続き、首都圏整備法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○春日正一君 先ほどの川島事務局長の扇島に対する答弁、あれは非常にいいと思うのです。そういうところがあるけれども、全体の埋め立て計画とか、これをはずしているところから見れば、やはり一番大きな影響を与える大企業が野放しになっておるといふ印象を私はぬぐい去ることができない、それは言っておきます。

そこで、今度は小さいほうの問題ですけれども、工事制限を五百平米というところまで下げてくる、そうすると相当小さいところまでかかってくるわけですが、中小工場へのそういう助成策、そういうものはどうなっていますか。

○政府委員(川島博君) お答え申し上げます。

本法における制限施設の対象は、工場においては倉庫、事務所等を除いた作業場のみで五百平方メートル以上のものとなっております、生業的な零細工場は制限の対象となっておりません。これより大きい中小企業は本法の制限を受けること

となりませんが、既成市街地内に立地することがどうしても必要な業種の工場については、政令で制限業種から除外をいたしておりますとともに、制限業種でありながらも、出版、印刷業等については、基準面積を従来どおり一千平米に据え置く等の措置が考慮されるほか、中小企業近代化を目的として行なわれる企業の協同化や集団化のための新増設は、本法第八条第一項の許可基準によって許可されることとなっております、基準面積の引き下げが中小企業を不当に圧迫することにはならないものと考えております。

○春日正一君 ちっとも圧迫にならないことでは、これはちょっとおかしいです。やはりいままで千平米のやつを五百に下げたんですから、もっと小さいところが対象になるわけですから、だからそういうものはそれだけの影響を受けてくる、そういうものだと思うんですよ。それで、先ほど二宮委員の質問に対しても、工業再配置促進法とこれと二本立てでやっていくというような話だったんですけれども、その点で土地担保の融資というふうなものには対象になるのかどうか。

○政府委員(田中芳秋君) 工業再配置促進法におきましては、中小企業もひくくろめまして、それを行ないたいというふうな考えでおります。

○春日正一君 三年間土地が売れないときは、移転のための諸経費の八割を公団が融資するというふうな聞いていますけれども、そうですか。

○政府委員(田中芳秋君) 工場の移転計画を提出させまして、それで融資をいたしますわけですが、その場合の融資は工場と地の評価額の八割以内、こういう形にいたしております。そして融資期限は一応三年といたしまして、三年の期間を経過するも、その土地が売れない場合には、公団がこれを買収すると、こういう形になっているわけでございます。

○春日正一君 そこで、移転のほうはそれでいいんですけれども、中小企業の場合には、福祉施設、住宅というふうなものが従業員とか、そういうもののそれが大企業よりもっとむずかしい問題になっていると思うんですけれども、こういうものに対して援助をするというふうな道はあるんですか。

○政府委員(田中芳秋君) 誘導地域に移転いたします企業に対して、これはもちろん中小企業も含めてでございますが、私もいろいろ中小企業で、当該移転先におきます福祉施設あるいは環境を改善いたしますための緑地等の整備につきましては、企業の工場床面積一平米当たり、企業に対して五千元、当該市町村に対して五千元を交付する、こういう形で進めたいと思っております。

○春日正一君 それで、中小企業の場合ですね、やはり大きな工場と違って、親企業といえますか、親工場といえますか、そういうものとの関係で、やはり動く幅が制約されるという関係があると思うんです。そうすると、首都圏の場合ですね、どの辺が誘導地域ということになるんですか。

○政府委員(田中芳秋君) 工業再配置促進法第二条で誘導地域を定めることになっておりますが、まだ具体的な線引きと申しますか、につきましては検討中でございます。

しかし、一応、現在考えられます地域といたしましては、関東の地域の東北と隣接いたします一部市町村、それから長野県及び山梨県と隣接いたします市町村、それから首都圏に山梨県が入っておりますと思っております、これは全部入る、こういう形になるかと思っております。

○春日正一君 そういうところへかわれない場合、しかし、そこには入れないからどっかへ行かなきゃならぬという場合に、これに対しては何か援助の措置があるわけですか。

○政府委員(田中芳秋君) 御指摘の地域につきましては、現在、援助の方法は考えておりません。

○春日正一君 中小企業の場合には、税制上の措置というものは実効のない場合が多いと思うんですよ。というのは、たとえば移転計画完了時まで

に加速償却をすることを認めるといわれても、うんともうかっているところなら、幾らでも償却できるけれども、自転車操業でびいびいしているものが加速償却をしてみたらどうでしょうか。ぬというふうな考えますと、もっと別の形での援助というふうなものを考えなければならぬと思うんですけれども、そこらの辺はどう考えていますか。

○政府委員(田中芳秋君) 先ほどの実は答弁を若干訂正させていただきます。

工業再配置促進法では、御指摘のような地域に対しましては援助は考えていないわけでございますが、御承知のとおり、中小企業振興事業団の事業といたしまして、御指摘のような地域につきましては、中小企業のための工場団地をみずから造成し、あるいはこれへの移転に対しまして、特に高度化に資するような形で協業化を進めつつ、そこに立地する場合につきましては、たとえば二分七厘というきわめて低利な資金を融通する、あるいは中小企業金融公庫でこういった一般的な移転につきましても融資をする、こういう形でいけば都市の過密地帯からの移転につきましても、めんどろを見ておるわけでございますが、今後、こういった面をさらに強化するように勉強してまいりたいと、このように考えております。

○春日正一君 中小企業でも、やはり公害の防止という意味から疎開するということは、これは必要なことです。社会的にやらなければならぬことですから、その場合、やはり非常に資本力の弱い、経営の不安定な企業が多いわけですから、そういう点では、移転に伴う被害というものが出ないよう、十分に配慮することが必要であるというふうに思います。

そこで、その次に、もう一つ、事務所規制の問題ですが、先ほど二宮委員のほうからも話がありましたけれども、昭和三十四年にこの法律を制定してから、工場の立地規制には一定の効果をあげてきたと思えます。しかし、産業と人口の集中が

激化してゐる。それでいまだ私がずっと述べてきたように、工場規制が不徹底であつたというこのほかに、集中の原因としては事務所の増加というものがあつたと思ひます。で、大きく言えば、太平洋ベルト地帯に偏重した重化学工業中心の産業政策、国土利用ということになると思ひますけれども、やはり集中規制の対策としては、事務所の規制というのがいふ非常に緊急な問題になつてきているように思ふのですけれども、その点についてどういふふうに考えておいでになるか。

○政府委員(川島博君) 先般も御説明したこと若干重複いたしますが、お許しを願ひます。首都圏整備審議会で、工場、学校の制限強化に続く第二弾として、事務所規制制度の創設について、いまや答申が行なわれようとしておることは先ほど申し述べたとおりでございます。

内容につきましては、まだ答申を得ておりませんので、詳細にわたる御説明はいかがかと思ひますけれども、大体的な考え方をざつと述べておきますと、まず、具体的な構想といしまして、現存の制度を活用して、事務所規制の効果をおけることができないだろうかといふことをまず検討いたしました。その内容といしましては、いわゆる都市計画法を使いまして都市計画的な手法によって規制の実をあげることができないだろうか、これは容積規制の強化と用途地域の純化等についての措置を都市計画法によってある程度強化することとは可能でございます。また、税制措置につきましても固定資産の時価評価など、固定資産課税の合理化や都心部等、特定の地域における新たな課税措置、昨年来問題になつております事務所・事業所税、このような新しい課税措置について検討しておるわけでございます。

また、新規に、これは従来の手法を活用するわけでございますが、新しい規制措置といしましては、都心部等における事務所の増設等に対する許可制度、さらには増設される事務所ビル及び既存の事務所ストックに対する課徴金、これはおそらく毎年取ることになるかと思ひますが、この賦課等について検討いたしておるわけでございます。

これらの許可制度及び課徴金方式の実施にあたりましては都市構造の近代化や中枢管理機能の育成強化に必要な合理的な都市の再開発事業については十分配慮する必要がありますが、また、零細ビルの乱立を防止するため、中小事業所を適地の共同ビルに集団化できるように誘導策を配慮する必要がありますかと思ひます。

さらに、規制措置と並行して、移転分散しようとする事務所を計画的に受け入れるためのオフィス・センターを周辺の適地に建設することが必要であり、これに必要な税財政、金融上の施策についても十分検討することが肝要であると存する次第でございます。

これらの諸般の事務所対策については、今月中に答申がございまして、答申のあり次第その具体化等につきましては関係省庁とも密接な連携をとりまして慎重に考慮してまいりたいと思ひておる次第でございます。

○春日正一君 首都圏過密対策研究会の報告書といたのを見ましても、東京都の区部の事務所人口が四十年の国勢調査で百五十五万人、それが六十年には推計で二百七十万人、このように出ております。そして、事務所の将来の床面積が四十四年で千六百五十五万平米が五十年で二千六百七十六万平米、一・六倍、六十年には四千四百六十六万平米、二・七倍といふようにふえていくといふような見込みがあげられております。そういう集中に伴つていろいろ問題もあつておるけれども、特に通勤輸送の面だけから見ても区部の境界で既定計画の十二線分に新しく一線分が必要になる。都心三区の境界線では地下鉄の既定計画九線のほかさらに六線分が必要になる。キロ当たり百億円を経費が必要になるというようにも言われておるし、それから都心三区の道路交通、これは昭和四十年には二百三十四万台だったものが六十年には五百五十万台と、交通容量から計算すると、都心三区の道路面積率は七五・九％というようになつておる。

とに成るといふような計算がされておる。そうすると、この事務所が都心に集中することが結局あらゆる面で都市機能を阻害するやうなことになるわけであり、だから、そういう意味で先ほどのお話のように近く答申が出される、そしてその中には、許可方式とか課税あるいは賦課金方式とかいろいろ提起されるだろうといふふうに言われましてたけれども、しかし同時に、事務所税とか事業所税ですね、こういうものをめぐる政府内部の論議といふものはずっと論議がなされておる中で後退していくというやうなものがあつたと思ひます。最初に、この問題で事務所税の必要を発表したのが建設省で、三年以上も前に首都圏のほうにそれをまかしてしまつて、それから自治省のほうは昨年の五月末に事務所、事業所への賦課金の新設を打ち出したけれども、四十七年度の予算折衝の経過の中で、不況の折から新税はよくないというやうなことで持ち越しになつておるというやうな事になつておる。

それから、通産省のほうは昨年の七月に既成市街地内の既存工場に対する移転促進税の構想といふやうなものを発表されたけれども、結局まあ工業再配置促進法案といふやうなところへ落ちついてしまつたといふやうな形で、事務所、事業所のそういう賦課金とか税金かけるとかいう問題は、議論としては出るけれども、議論していくうちにだんだん後退してしまつたといふやうな傾向が感じられるわけであり、だから、そういう意味で言へば、今度は出てくる答申といふものになるか知りませんが、やはり事務所、事業所の資本金、従業員数、床面積に応じて課税をし、この場合一定規模以下の小さなものは、それは控除するといふやうなふうにして、その財源でオープンスペース、公園用地等の買い上げとか、防災のための再開発を行なうとかいふやうな方面に積極的に向けていくやうな、そういうことが全体のバランスの上で必要なんじゃないかといふやうに考へるのですけれども、そこらの辺の議論はどの辺までいってまいりますか。

○政府委員(川島博君) 全く同感でございます。で、答申には、ただいま先生が述べられた趣旨とはほぼ趣旨のことが入る予定でございます。

○春日正一君 まあそういうことで、答申が出たけれども後退したといふことにならぬやうにひとつ腰を据えてその面を推進していただきたい、この点大臣の所見をお聞きして、私、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(西村英一君) 今回通産省で工業再配置の法案が出ましたが、やっぱり大きく見れば首都圏だけで始末ができない、それから大局的には全国的に考へなければならぬ。しかし、それからいって直ちにそれができるものじゃない、やっぱりこれはある程度の時間がかかります。したがって、今後の間に合わせの策としては十分これは注意して、その辺を取り締まつていかなければならぬといふことは私たちも十分考へておる次第でございます。私は、大体あなたの方と立場が違つておる、自由経済主義です。自由経済主義といふことになりまして、押えようがない、計画経済と違ひまして。しかし、それを逃げるのにはやっぱり善意をもつてすべきだ、来たい人は来なさい、極端な話をすれば、しかしそれは税金を取りますよ、固定資産税も高くなりますよ、そのためにやはり水道料金が上がつたりいろいろ上がるのですから、そういうふうに考へておるやうなわけでございまして。まあ、それはそれといたしまして、やっぱり非常に事務所の点につきましては、重要に考へておる次第でございますから、答申を受けましたら、ひとつ十分注意をいたしまして善処したい、かように考へておる次第でございます。

○委員長(小林武君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○委員長(小林武君) 御異議ないと認めます。本案につきましてはこの程度にとどめます。

○委員長(小林武君) 次に、宅地建物取引業法の

一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入りります。

質疑のある方は御発言を願います。

○田中一君 いま御提案になりました宅建業法の一部改正の法律案について、まず最初に伺いたいのは、昨年の五月十八日、本委員会におきまして満場一致決定をいたしました附帯決議でありまして、読み上げますと、「各都道府県に宅地建物取引業審議会を設置するよう指導すること。」と、「宅地建物取引業者が都道府県宅地建物取引業協会に全員加入するよう指導するとともに協会の自主的な規制を積極的に活用するよう努めること。」と、第三に、「営業保証金制度に代わる宅地建物取引損害てん補制度についてすみやかに検討し、その実現を図るよう努めること。」と、この三点が昨年の政府提案の法律案に対する当委員会の満場一致の決議であります。この決議が今回衆議院の建設委員長提案として出されたこの法律案に対してどのように反映しているのか、短い時間ではありますが、その経過についての報告をお願いします。

○政府委員（高橋弘篤君） 昨年の法律改正にあたりまして、附帯決議が三項目ございましたが、その第一の都道府県の審議会を、数が少ないのもっと設置を指導するようというところでございます。これらの点につきましては、三点とも法の改正のいろんな会議のときに、十分各県を指導いたしましたし、また、計画局長名で出しました通達の中にも、第一、第二の先生の御指摘の点は、詳しくそういう方向で検討することを記載いたしておりました。その結果、第一の審議会につきましては、これは御案内のように、未設置の県のほうが多いわけございまして、設置したのが昨年御答弁申し上げましたのが八府県でございましたけれども、現在十一府県に設置されている次第でございます。

それから、第二の点でございますが、この宅地建物取引業協会に全員加入するよう指導すること、これにつきまして、会議の席上及び通達で

そういう指導をいたしてまいりまして、昨年の一月にいわゆる全宅連に加入をしている業者が四万一千六百五十四業者でございました。これが本年、四十七年三月末で四万六千業者ということになっておる次第でございますが、この点につきましても、今後とも全員加入するように指導してまいりたいというふうに考えておる次第でございますが、それから第三点につきましては、その後御案内のとおりいろいろ検討いたし、また審議会に諮問をいたし、その答申をいただいで、本日御審議をいただくことになっておる次第でございます。

○田中一君 現在登録している業者はどのくらいありますか。

○政府委員（高橋弘篤君） 本年の三月末で七万四百八十一業者でございます。

○田中一君 業者としては七万四千八百八十一ですか。これはひろく昨年の法律改正によって、それぞれ自分の守備範囲あるいは事業の形態の違ふことによるところの団体ができておることは承知しております。今回の提案されたこの法律案による対象は、どういう業種というのか、仕事のうちの幅を対象とするのか、その点伺います。

○政府委員（高橋弘篤君） 今回の対象となりますのは、これは消費者保護の立場から、御承知の預り金、支払い金についての保護で、保全措置でございます。それから、これは全業者について当てはまるというふうなことを考えておる次第でございますけれども、一番従来から預り金とか支払い金について事故がありますものは、どちらかといえますと仲介業者を中心にしたものが多いように聞いておる次第でございます。しかしながら、この制度といたしましては全業者について適用するべきものでございまして。

○田中一君 昨年の春に、宅地審議会、この答申が、たとえば開発業、売買業、あっせん業という形で答申されましたが、そのうちの開発業、売買業的なのか、そういう業種に対しては、一応会社をつくって、その保証会社の保証を受けなければいけないという規制をしましたから、一応前進したものと思えます。いわゆる消費者に対する損害補てんのこの仕事は前進したものと思えますが、それはどういう形のものができておるかですね。

○政府委員（高橋弘篤君） 御承知のようにマンション事件、マンション投資商法に対してのいろいろ事故がございました。したがって、未完成の宅地または建物について前金を受領する場合におきましては、その前金の保全措置というものをとらなければ受領できないという措置が、昨年の法律改正で御審議いただきました可決され、そのための保証機関としまして、建設大臣の指定する保証機関ができておりました。この五つとも、もしも御質問がございましたら申し上げますけれども、すでに実績をあげておる次第でございます。

○田中一君 これは完全にいままでの盲点となっておったところのあっせん業者あるいはあっせん売買とを並行して行なう業者、いわゆるこれは社会における一社会におけるものか、この業種における低層の仕事である、たとえばサラリーマン等が新居を持つのに、アパート一つ借りたという場合に、おそろくいま計画局長が言っているような業種の方々があっせんをすると思えます。それだけに社会的な広い範囲の安全弁として、これらの仕事が完成するならば、どのような方法で行政指導をするか、おそろく三井不動産、三菱地所等の大きなものもございまして。同時にまた町の片すみの自分のうちの窓ガラスに二十枚、三十枚のビラを張ってアパートのあっせんあるいは小さな土地、小さな住宅等の売りのあっせんをするような業者がおります。これらの方々は少なくともそれによって生活をささえているという、まことに今日の社会におきましては自分の働きに

よって自分の生業を立てているという非常に貧しいという方の収入の低い層であろうと思えます。これらの諸君にほんとうにこの団体、この保証協会という団体に加入するならば、あらゆる面の、

この法律をつくった責任者である政府、あるいはこれを実行する都道府県の行政的な思いやり、これが必要だと思えます。同時に、この協会の持つております使命というものを達成するために、消費者に対する理解を深めなかならないと思えます。したがって、こうした法律によって団体ができたといいたしても、これに反対する層もないとは限らぬと思えますが、その場合に消費者に対して、いかにこの保証協会があらゆる面の消費者の損害というものを補てんし得るかという、法律の趣旨がそうなっておりますから、その場合のPRと申しますか、行政面の指導というものは、あるいは政府のほんとうの指導というものはどのくらい明確に行なえるのか、どこまでも今回の法律案の趣旨は消費者に対する事故、消費者に対する損害をいかに補てんするかに尽きておるのでありますから、これらは反対する余地がないと思えます。しかし、これをいかに徹底させるかということが重要であります。かつて昨年の法律の制定の発意というものの、多くの希望者から金をとりながら建設をしない、渡さないというような事件があった。そのために、ああいう保証会社ができあがりまして、それが少なくとも零細なあっせん業者を中心とするならば、それだけの国民に対する理解と国民が安心して業者に頼むという、この指導というものが必要だと思ふのです。したがって、これが成立した暁の政府並びに都道府県の指導の方針というものはどういうぐあいになるか、具体的に例示して御答弁を願いたいと思ひます。

○政府委員（高橋弘篤君） こういう仕組みの保全措置が諮問によって審議会から答申されました以来、その際にも、審議会でもいろいろ業界からも専門家からも意見を聞いたわけでございます。その後、建設省といたしまして、実際にこの制度ができ上りまして、この制度を活用して、そして相互集団保証を行なっていくという主体は業者団体でございますから、その業者団体を通じていろいろ体制の整備について私どもPRいたした次第でございます。大体業界の中でも

この法律をつくった責任者である政府、あるいはこれを実行する都道府県の行政的な思いやり、これが必要だと思えます。同時に、この協会の持つております使命というものを達成するために、消費者に対する理解を深めなかならないと思えます。したがって、こうした法律によって団体ができたといいたしても、これに反対する層もないとは限らぬと思えますが、その場合に消費者に対して、いかにこの保証協会があらゆる面の消費者の損害というものを補てんし得るかという、法律の趣旨がそうなっておりますから、その場合のPRと申しますか、行政面の指導というものは、あるいは政府のほんとうの指導というものはどのくらい明確に行なえるのか、どこまでも今回の法律案の趣旨は消費者に対する事故、消費者に対する損害をいかに補てんするかに尽きておるのでありますから、これらは反対する余地がないと思えます。しかし、これをいかに徹底させるかということが重要であります。かつて昨年の法律の制定の発意というものの、多くの希望者から金をとりながら建設をしない、渡さないというような事件があった。そのために、ああいう保証会社ができあがりまして、それが少なくとも零細なあっせん業者を中心とするならば、それだけの国民に対する理解と国民が安心して業者に頼むという、この指導というものが必要だと思ふのです。したがって、これが成立した暁の政府並びに都道府県の指導の方針というものはどういうぐあいになるか、具体的に例示して御答弁を願いたいと思ひます。

七、八割はよしやろうということになっている次第でございますので、私もそういう意味で先生方に御報告を申し上げた次第でございます。

この制度をいかにして生かすかというの、この協会のできれば全員加入していくということが必要になってくるわけでございますので、先生の御趣旨のように、私も今後全員加入するようにいろいろの機関を通じてPRしていきたいというふうに考えておるわけでございます。一部

の業者についてこの加入を多少滞っているという声も聞いておる次第でございますけれども、この制度の仕組みがまだ十分に理解されていないというふうなことは、この内容を十分に徹底させるということが必要になってくると思っております。同時に、

こういう制度を活用することによって業者自身が特に先生のおっしゃったような中小の零細業者自身が自分の信用を高めるという力にもなるわけでございます。このところを業界のほうにも十分理解を私ども願わなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、そういう点につきましてはひとつ業者団体を通じていろいろPRをしてまいりたいということでもあります。

もう一つは、そういう業者がそういう信用力をつけていくということについての促進になるものは、やはり何となくとも消費者がそういう信用力のあるものを選ぶ、そういう保全措置をした業者を選ぶという力もあろうかと存じます。したがって、私どもは消費者に対してのPR、広報活動も十分にこれはいたしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。こういうものは消費者団体というものを通じまして、消費者が建物とか土地とかいうものを手に入れたりするときに、必ずそういう業者の中でもこの法人に加入している業者を利用するようにというふうなことを十分徹底させていきたいというふうに考えるわけでございます。そういうことによりまして、消費者自身が業者を選んでいく、こういう保全措置を講ずる業者を選ぶということになりますと、

いまでも多少ちゅうちょしている業者につきましても、やはりこの法人に入らなければ自分の信用力を高めることができない、消費者から選ばれないということになるわけでございます。そういうふうな業者団体を通じて、また消費者団体を通じて両方に對して十分なPR活動をしたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○田中一君 建設大臣に伺いますが、昨年の委員会でつきました附帯決議、いま局長が言っているように一、二、三とある。三の点は今回実行したものです。これも不十分であります。しかしながら一応実行した。いわゆる消費者団体に対する理解が深まれば、その加入している業者を選ぶという自由がございしますから、これは一応認めるというたしなしょう。しかし第一、第二の問題はまだこれは未知数であります。いま同うところによりまして、不十分であります。むろんこういふ方々は相当弁舌も立つし、また力を持っていると思ひます。また、その方々が指導者になってきましよう。これに對するところの政府の態度というのはいま局長が言っておられますけれども、問題は都道府県であります。都道府県がきめこまかく指導を行なう、完全な指導を行なわなければならぬと思ひます。なぜならば、日本の住宅政策の貧困時代にこれらの諸君が非常に大きな貢献を果たしておるといふことです。住宅問題の解決の一助であることは間違いないのであります。したがって、これに對するところの行政指導が一切を解決する道だろふと思ひます。建設大臣の決意、いわゆる昨年の三点のこの満場一致の決議をどういふうあいにこれから実行しようとするのか、建設大臣の決意を伺って、私の質問を終わります。

○國務大臣(西村英一君) 私は宅地建物取引業についてあまり知識はございませんが、いま相当、七万の業者がある、その大部分はやはり知事の権限のものでございまして、建設大臣のものはやはり大手でございしますからこれはきわめていろいろな点でやりやすいと思ひます。しかし、大部分

の零細な宅地建物業者はやはり都道府県であらうと思ひます。したがって、いまでもとてき方法につきましてもいま計画局長が申したとおりの通牒を出してやうなようなこととございします。やはりさらにこれを強力に建設省としては行政指導する、行政指導をする行き方はどうするのだ、こういうお尋ねでございしようが、私もいま名案は持っておりませんけれども、とにかく、行政指導を強化するということだけは私はやりたいと思つておるような次第でございします。

第二番目の問題でございしますが、これは全員加入する、望むところでございますが、しかしやはり協会が、自主的に会員として入って、入っただけの利益がある、値打ちがあるという協会になれば、これはおのずから入るわけでございします。したがって、私は、非常に自主的に自分たちの仕事を協会がやってくれんか、こういう姿勢を示せば、やはり会員は、これは協会に入らぬといふことになりなう。協会の入らぬといふ利益がないことになりなう。この協会に對してひとつ十分自主的に積極的な仕事をやると、こういうふうな指導をしてまいりたいと、かように考えておる次第でございします。

○田中一君 ちよつと建設大臣、こうなると時間がかかるんですがね。協会に入ることの利益といふのは何でしょうか。協会に入ることの利益といふものは、業者の利益のみならず、消費者の利益につながるということが前提になっておるんです。少なくとも、今回の法律の改正案のこの提案は、いかに消費者が損害を受けないかということに前提があるんであります。したがって、これは決して、いまの提案されている法律を見ますと、業者の保護じゃございせん。ただ、私が申し上げておるのは、昨年の五月十八日に決議したところの全国の都道府県に宅地建物取引業審議会をつくれと、いわゆるいろいろな問題がございします。地方地方の問題がございします。問題を解決するため

の、あるいは業者の業態がよくなるための、あるいは住宅政策の一環としての地方的な意見を聞くような審議会をつくれということが法律で明記してございします。ところが、それがいま計画局長の話を聞きますと、昨年は八つであつた、いまその実効があつて十七になつた。日本の都道府県といふのは四十七ございします。四十七がそれぞれ地方的なカラー、色を持ちながら、消費者に迷惑をかけないという業態に育成しなければならぬといふのが主眼でございします。したがって、団体に入るから利益がある、利益があるから入るんだといふことじゃなくて、いかに多くの住宅困窮者について一つの媒体として損害をかけないかが主眼であらうと思ひます。したがって、残つていられるものは、政府が都道府県をして、いかにこれをよいものという印象、よいものであるといふこの実効を与えるために、地方にそれぞれの、あなたがたがたくさん持つておられるところの審議会等を通じてその実効をあげるようにしていただきたいといふのが昨年のこの決議であります。したがって、いま、団体は利益を与えてくれるならば入りましようといふことになるといふことはちよつと違つたんだと思ひますから、再度質問をして、今度ほんとうにやめます。

○國務大臣(西村英一君) 私は、この点にあまり詳しくないわけでございします。したがって、第二項につきましても、ちよつといま拝見したばかりでございまして、正当な解釈はできないかと思つておりますから、ひとつその辺で十分勉強いたしまして善処したい。初めてこの付帯決議を見たような次第でございします。十分勉強しまして善処したい、かように考えております。

○田中一君 ちよつと……、計画局長、あなたは昨年のこの決議を見ていたはずでございします。これは、参議院の当委員会の満場一致の決議であります。これが建設大臣のところにはちよつとこつと耳に入れないといふことは怠慢であります。この仕事の

いるんな、あなた、建設省は一年に一べんは必ず不適格な、不正業者を摘発しております。したがって、今後西村さんは当然新内閣ができてても留任なさると思えますから、あえて申し上げますが、どうかひとつ、こうした層も、あなたの守備範囲にこういう業態もあるんだということを理解して、今後とも消費者に対する損害については、どういふことがあろうとも、避けるように行政指導をしていただくことを事務当局に対してお申しつけを願って、そうして今度の政変を待つ、どうかよろしく願います。

○二宮文造君 今回のこの宅地建物取引業法の一部改正の法律案は、消費者の保護を目的としたものであります。この趣旨においておおむね私も賛成でございますので、簡単に政府に、二点だけ質問をさせていただきますかと思ひます。

不動産取引の動向についてでありますけれども、宅建業法が制定された昭和三十一年でございましたか、その当時と比較しまして、一件当たりの取引金額が、建物で約五倍、あるいは土地で約二十九倍、こういうふうな一件当たりの取引金額になっていると言われておりますけれども、最近の不動産取引の件数あるいは取引額、そういうものをとおかみになっているものがあるかどうか。もし、あるとすれば、おおむねでけっこうですけれども、お知らせいただきたいと思ひます。

○政府委員(高橋弘篤君) お尋ねの取引件数につきましては、これは法務省の売買についての登記件数でございますけれども、昭和四十六年におきまして土地が約二百九十万件、建物が約三百万件というふうな取引件数はなっております。相当把握するのはむずかしいでございますけれども、昭和四十六年につきましては、不動産取得税に関する調査だとか、建築統計年報というふうなものにつきまして推計を加えますと、一件当たりは、土地については約四百七十万円、それから、建物につきましては二百二十万円程度というふうな推定いたしておる次第でございます。

○二宮文造君 私、ちょっと宅建業法の制定を三十二年ごろと申しましたが、二十七年だそうでございますから、これは私の間違いでございます。それで、ちょっとまた話が飛びますけれども、現在全国の法務局に供託されております宅建業者の営業保証金の総額、これは大体どのくらいでしょうか。

○政府委員(高橋弘篤君) 約七十二億円でございます。

○二宮文造君 それに対して被害者からの営業保証金の還付請求の状況、これはどういふふうになっておりますでしょうか。

○政府委員(高橋弘篤君) 昭和四十六年について申し上げますと、四十六年度で還付額が八十万円、件数が八件でございます。

○二宮文造君 非常にけっこうなことですが、それでは、前にちょっと戻りますけれども、数次にわたる宅建業法の改正で、監督も強化されましたし、あるいはまた業界自身の反省もあり、それからまた教育、PRもあつたということで、事故の発生件数は年々減少の方向にはあると、このようにはなっておりますけれども、まだまだ取り締まりの面で十分だと、巷間伝えられるところによりまして、悪徳不動産業者というもののによる悪質な事案というものがやっぱり新聞紙上にぎわしております。そこで、ここ数年の取り締まりの状況として、摘発件数とかあるいは宅建業法に基づく監督処分、こういうものの件数はどうなっておりますか。

○政府委員(高橋弘篤君) 摘発件数というのは、警察の検挙件数というふうな理解いたしまして申し上げますと、宅建業法違反による検挙件数、警察庁の調べによりますと、たくさんございますけれども、最近の三年だけ申し上げますと、四十四年が七百七十三件、四十五年が千九百六十六件、四十六年が千二百一十一件ということでございます。それから宅建業法に基づきます私どものほうの役所のいわゆる監督処分でございますが、これも四十四年から申し上げますと、指示、指導というふうなもの

も含めまして、四十四年は三千九百八十九件、四十五年が三千八百九十七件、四十六年が四千四百一十一件というふうになっているわけでござい

す。

○二宮文造君 それで、ちょっと私も疑問に思うのですが、いままでの数次のそういった改正によつて、違反あるいは悪徳業者に対するメスというものは、いま御承知のようになっている。いずれの場合もやはり警察における検挙件数のうち、あるいはまた宅建業法による監督処分、そういうものでやはり金銭が伴っている面が非常に多いと思うのですが、いずれの場合を見ましても、検挙件数は千件内外あるいはその監督処分の件数においては三千とか四千近く、そういう数字になっているにもかかわらず、しかもそれが金銭の伴った事犯、事件であらうかと思われるにもかかわらず、先ほど伺いました還付請求、被害者からの還付請求はわずかに八件八十万円、これは一体、あまりにも還付件数が少ないわけでありませうか。

○政府委員(高橋弘篤君) 検挙件数とか監督処分、その中で、そういう債務不履行なんかに伴ひましてのお金の還付をしなければならぬ件数はどのくらいかということ、実はわからないのでございます。統計だけでは、しかしながら、そういう司法処分とかまた行政処分を受けるもので、金銭的には、民事的には損害をすでに賠償したり、消費者に返しているというものも相当あるかと思ひます。したがって、これは一がいに申し上げられませんが、やはりこの還付請求して、その手続のわりにはいわゆる保証金が少な過ぎるというところにはやはり原因があるかと思ひます。そういうようなことで、やはりこの制度というものが利用されてないということではないかと存じます。同時にまた保証金制度が、やはりPRというものもまだ不足であつたのだらうというところも原因の一つだろうと考える次第でございます。

○二宮文造君 法務省の方がおいでになっている

と思うのですが、いまお話しのように、こういう場合、還付請求の手続がめんどうなわりあい返ってくる金額が少ないということで、被害者が泣き寝入りする場面が多い、こういう話も聞くわけでありませうけれども、どういふ手続になっているのか、その点ちょっと御説明願ひたい。

○説明員(岡本泰君) お答えいたします。

営業保証金の還付請求の手続でございますが、権利者がまず供託金の払い渡し請求書に所定の事項を記載して提出いたします。それに添付書類といたしまして供託書の正本または供託通知書、それから第二に還付を受ける権利を有することを証する書面、これはどういふものかと申しますと、たとえば債務の確認書であるとか、あるいは調停とか和解の調書といった場合には、そういう調停とか和解の調書といったようなものでござい

ます。それからまた、原則として印鑑証明書添付書類として供託所に提出するという扱いになっております。

○二宮文造君 どうでしょうか、これをもっと簡便化するという方法、簡便化する必要があるんじゃないかという意見もあるんですが、考えられ得る、検討され得る余地というものはないんでしょうか。

○説明員(岡本泰君) この還付の手続につきましては、順次いろいろくふうをいたしまして簡易化してきておるわけでございますが、おそらくいま考えられる方法ではないかというふうなところで、これは最善の方法ではないかというふうなことは、いろいろくふうをいたしまして、できるだけ合理的にしたいというふうな考えでおるわけでございます。

○二宮文造君 消費者保護の立場を前面に打ち出していく限りにおいては、計画局長、何かそういう還付請求の手続の問題で、これは法務省の管轄でありますけれども、消費者保護を前面に打ち出して

もっと簡便になるのじゃないだろうかというよう
な思案をお持ち合わせありませんか。

○政府委員(高橋弘編著) 簡略化のことにつきま
しては、ただいま法務省から答弁があったとあり
てございますが、私も現在こうしたらと法務
省に提案するような案はございせんが、なお十
分に内容について検討いたしまして、できる限り
御趣旨に沿えるように今後とも努力してまいりた
いというふうに考えておる次第であります。

○二宮文造君 営業保証金を五十万円に引き上げ
た、五倍に引き上げることによって還付金額が五
十万円になるから、被害者は精力的に、もし事故
があった場合に還付請求の手続を、少々むずかし
くともそれを乗り切っていくであろうということ
も考えられますけれども、しかし、反面、また
もつと手続を簡便にするということも考えられて
しかるべきではないか。というのは、先ほど局長
がおっしゃったのが、還付請求の手続のわりあい
に返ってくるのが十万円だと、それは今度五十万
円になるから懸命に手続取るだらうかと思うけれ
ども、その繁雑さというのは変わりはないわけ
です。だからそれと、せつかくこままで引き上げ
て消費者保護というものを出す限りにおいては、
その問題もやはりあわせて考えるべきではない
か、こう思うのですが、これはいま直ちにこ
御答弁いただく問題でもありませんし、事が法務
省の問題ですから、ひとつ建設省としてもよく協
議をされて、これはスムーズに還付請求の手続が
できるような道を開いていただきたいと思います。

○委員長(小林武君) 他に御発言もなければ、質
疑は終局したものと認めて御異議ございませ
んか。

○委員長(小林武君) 御異議ないと認めます。

○委員長(小林武君) 御異議ないと認めます。

○委員長(小林武君) 御異議ないと認めます。

○委員長(小林武君) 御異議ないと認めます。

本案につきましてはこの程度にとどめます。

○委員長(小林武君) 首都圏整備法等の一部を改
正する法律案を議題といたします。
本案につきましては先ほど質疑を終局してあり
ますので、これより討論に入ります。御意見のあ
る方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――
別に御意見もなければ討論はないものと認めて御
異議ございせんか。

○委員長(小林武君) 御異議ないと認めます。
これより採決に入ります。
首都圏整備法等の一部を改正する法律案を問題
に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(小林武君) 全会一致でございます。
よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

○委員長(小林武君) 次に、宅地建物取引業法の
一部を改正する法律案を議題といたします。
本案につきましては先ほど質疑を終局してあり
ますので、これより討論に入ります。御意見のあ
る方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――
別に御意見もなければ討論はないものと認めて御
異議ございせんか。

○委員長(小林武君) 御異議ないと認めます。
宅地建物取引業法の一部を改正する法律案を問
題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(小林武君) 全会一致と認めます。よ
って、本案は全会一致をもって原案どおり可決す
べきものと決定いたしました。
なお、両案の審査報告書の作成につきま
しては、これを委員長に御一任願いたいと存じま
すが、御異議ございせんか。

○委員長(小林武君) 御異議ないと認めます。

○委員長(小林武君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

○委員長(小林武君) 次に、請願の審査を行ない
ます。
請願第四八三号大和郡山市総合都市開発計画反
対に関する請願外百九十六件を一括して議題とい
たします。
本委員会に付託されております百九十七件の請
願は、一応専門員のもとで整理してもらい、本日
の理事会において審査いたしました結果、請願第
一四三三号、主要地方道瀬戸内・赤木名線(海上
ルートを含む)の国道指定に関する請願外百六十
件は、議院の会議に付するを要するものにして内
閣に送付するを要するものと、請願第四八三号、
大和郡山市総合都市開発計画反対に関する請願外
三十五件は、保留することに意見の一致を見まし
た。

つきましては、理事会の審査のとおり決定する
ことに御異議ございせんか。

○委員長(小林武君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。
なお、報告書の作成につきましては、これを委
員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ござ
いせんか。

○委員長(小林武君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

○委員長(小林武君) 次に、継続調査に関する件
についておはかりいたします。
建設事業並びに建設諸計画に関する調査につ
きましては、閉会中もなお調査を継続することと
し、本件の継続調査要求書を議長に提出いたし
たと存じますが、御異議ございせんか。

○委員長(小林武君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

○委員長(小林武君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に
御一任願いたいと存じますが、御異議ございませ
んか。

○委員長(小林武君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

○委員長(小林武君) 次に、委員派遣承認要求に
関する件についておはかりいたします。
閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱
いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異
議ございせんか。

○委員長(小林武君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。
本日は、これにて散会いたします。
午後八時五十四分散会

六月十三日本委員会に左の案件を付託された。
一、琵琶湖総合開発計画の再検討等に関する請
願(第二八九七号)

一、琵琶湖総合開発特別措置法案反対等に関する
請願(第二八三四号)(第二八三五号)(第二
八三六号)(第二八三七号)(第二八三八号)(第
二八三九号)(第二八四〇号)(第二八四一
号)(第二八四二号)(第二八四三号)(第二九一
六号)(第二九一七号)

一、環境破壊防止のため東京外郭環状一号線計
画の再検討に関する請願(第二七八八号)(第
二七九七号)(第二八四九号)(第二九六〇号)

一、東京外郭環状一号線道路建設計画の抜本的
再検討に関する請願(第二七八八号)(第二八
四〇号)(第二八四七号)(第二八四八号)(第二
八四九号)(第二九一八号)(第二九一九号)(第
二九八八号)(第三〇一七号)

第二六九七号 昭和四十七年六月二日受理
琵琶湖総合開発計画の再検討等に関する請願（十通）
請願者 滋賀県滋賀郡志賀町字大物九六六
渡辺勇外五千二百四十三名
紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第二五六九号と同じである。
第二八三四号 昭和四十七年六月七日受理
琵琶湖総合開発特別措置法案反対等に関する請願
請願者 京都市伏見区竹田七瀬川町八 矢
原欣一外二十七名
紹介議員 岩間 正男君

一、「琵琶湖総合開発特別措置法案」を廃案とし、
真に琵琶湖・淀川の水を守るために、住民の意
志を反映させて計画を再検討すること。
二、有害物質（水銀、カドミウム、鉛などの重金
属やPCB）や、くさい水の原因となる物質
（ちっ素、リンなど）が琵琶湖に流れこまない措
置をただちにとること。
三、琵琶湖と淀川の間を破壊する無計画な工
業、観光開発や宅地造成をきびしく規制するこ
と。
四、琵琶湖と淀川の水質をふせぐために、国が大
幅な国庫援助を行なつて、下水道の建設をすみ
やかに進めること。

琵琶湖と淀川の水は、近畿一千万人の水がめとし
て、私たちの生命とくらしをささえている。とこ
ろが、二年前からの「くさい水」、最近のPCB問
題にみられるように、琵琶湖・淀川の水のよけれ
は、年々ひどくなり、このままゆけば数年たらず
して、魚もすめないドブ川のようになると心配さ
れている。琵琶湖の水を昔のきれいな状態にもど
すことが、いま切実に求められている。しかし、
今国会に提案されている「琵琶湖総合開発特別措
置法案」は、私たちのこのような願いにこたえる
ものではない。それどころか大企業のために、水
位を一挙に百五十センチメートルも引き下げ、琵
琶湖のまわりには、工場や観光施設をどんどんつ
くつて、よれをますますひどくし、一方よれ
をふせぐ下水道は十年がかりでなんとかしようとい
うものである。しかも必要な金は、滋賀県民と
下流住民に大部分を負担させることを予定してい
る。百五十センチメートルも水位を下げれば疎水
もひ上がることを憂慮される。

第二八三六号 昭和四十七年六月七日受理
琵琶湖総合開発特別措置法案反対等に関する請願
請願者 京都府宇治市木幡南山畑二九ノ一
四 桜井一子外二十四名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二八三四号と同じである。
第二八三六号 昭和四十七年六月七日受理
琵琶湖総合開発特別措置法案反対等に関する請願
請願者 京都府宇治市宇治野一八八 古
森敏夫外二十八名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第二八三四号と同じである。
第二八三七号 昭和四十七年六月七日受理
琵琶湖総合開発特別措置法案反対等に関する請願
請願者 京都市伏見区深草野平町一七 丸
本和子外二十九名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第二八三四号と同じである。
第二八三八号 昭和四十七年六月七日受理
琵琶湖総合開発特別措置法案反対等に関する請願
請願者 京都市伏見区桃山町中島町五 蔵
内若江外二十八名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第二八三四号と同じである。
第二八三九号 昭和四十七年六月七日受理
琵琶湖総合開発特別措置法案反対等に関する請願
請願者 京都市左京区岡崎徳成町一八 北

村明外二十二名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第二八三四号と同じである。
第二八四〇号 昭和四十七年六月七日受理
琵琶湖総合開発特別措置法案反対等に関する請願
請願者 京都府宇治市開町三七ノ一 川原
一行外四十四名
紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第二八三四号と同じである。
第二八四一号 昭和四十七年六月七日受理
琵琶湖総合開発特別措置法案反対等に関する請願
請願者 京都市中京区壬生高穂町六五 橋
本周明外二十九名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第二八三四号と同じである。
第二八四二号 昭和四十七年六月七日受理
琵琶湖総合開発特別措置法案反対等に関する請願
請願者 京都市左京区銀閣寺町三九 久嶋
憲二郎外二十九名
紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第二八三四号と同じである。
第二八四三号 昭和四十七年六月七日受理
琵琶湖総合開発特別措置法案反対等に関する請願
請願者 京都府宇治市伊勢田町毛呂六二
角田郁子外二十三名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第二八三四号と同じである。
第二九一六号 昭和四十七年六月八日受理
琵琶湖総合開発特別措置法案反対等に関する請願
請願者 京都府北桑田郡美山町字和泉 中
島幸子外二百九十一名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第二八三四号と同じである。

第二九一七号 昭和四十七年六月八日受理
琵琶湖総合開発特別措置法案反対等に関する請願
請願者 京都府宇治市庄野町桐生谷六〇ノ
一七 野中一也外二十八名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第二八三四号と同じである。
第二七七八号 昭和四十七年六月五日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号线計画の再
検討に関する請願（一通）
請願者 千葉県市川市鬼越二ノ一三ノ二〇
枝元千栄外八十一名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。
第二七七九号 昭和四十七年六月五日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号线計画の再
検討に関する請願
請願者 千葉県市川市北園分二、八八三
坂井金吾外三百五十五名
紹介議員 小平 芳平君
この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。
第二八四九号 昭和四十七年六月七日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号线計画の再
検討に関する請願（三通）
請願者 千葉県市川市園分七ノ四ノ一八
福田淑子外七十三名
紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。
第二九六〇号 昭和四十七年六月八日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号线計画の再
検討に関する請願（三通）
請願者 千葉県市川市大和田四ノ三ノ四
藤田君子外四百五十五名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二九六〇号 昭和四十七年六月八日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号线計画の再
検討に関する請願（三通）
請願者 千葉県市川市大和田四ノ三ノ四
藤田君子外四百五十五名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二九六〇号 昭和四十七年六月八日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号线計画の再
検討に関する請願（三通）
請願者 千葉県市川市大和田四ノ三ノ四
藤田君子外四百五十五名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二九六〇号 昭和四十七年六月八日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号线計画の再
検討に関する請願（三通）
請願者 千葉県市川市大和田四ノ三ノ四
藤田君子外四百五十五名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二九六〇号 昭和四十七年六月八日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号线計画の再
検討に関する請願（三通）
請願者 千葉県市川市大和田四ノ三ノ四
藤田君子外四百五十五名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二九六〇号 昭和四十七年六月八日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号线計画の再
検討に関する請願（三通）
請願者 千葉県市川市大和田四ノ三ノ四
藤田君子外四百五十五名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二九六〇号 昭和四十七年六月八日受理
環境破壊防止のため東京外郭環状一号线計画の再
検討に関する請願（三通）
請願者 千葉県市川市大和田四ノ三ノ四
藤田君子外四百五十五名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第二〇五一号と同じである。

第二七八〇号 昭和四十七年六月五日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十一通)

請願者 千葉県市川市北園分二ノ二九ノ一
三 鈴木米子外二百六十名
紹介議員 田中 茂穂君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二八〇四号 昭和四十七年六月六日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十通)

請願者 千葉県市川市菅野二ノ五ノ一〇
三 好新七外百九十九名
紹介議員 宮崎 正義君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二八四七号 昭和四十七年六月七日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県市川市真間二ノ一ノ八
柴崎篤夫外三百六十四名
紹介議員 菅野 儀作君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二八四八号 昭和四十七年六月七日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(十六通)

請願者 千葉県市川市上矢切一一 市瀬
春夫外三百四十五名
紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二八九八号 昭和四十七年六月七日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願(九通)

請願者 千葉県市川市大和田四ノ三ノ四
古川妙子外八百八十七名
紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二九一八号 昭和四十七年六月八日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県市川市真間一ノ一二ノ四
石井恒男外六百五十二名
紹介議員 野末 和彦君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二九一九号 昭和四十七年六月八日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県市川市大和田四ノ三ノ四
連沼恒夫外三百二十九名
紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二九八八号 昭和四十七年六月八日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県市川市大和田四ノ三ノ四
赤間鉄郎外三百五十五名
紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第三〇一七号 昭和四十七年六月八日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の抜本的再検討
に関する請願

請願者 千葉県市川市大和田五ノ八ノ二六
遠藤良昭外十名
紹介議員 上林繁次郎君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第二七九四号 昭和四十七年六月五日受理
東京外郭環状一号线道路建設計画の再検討に関する請
願(七通)

請願者 埼玉県草加市旭町六ノ七ノ一六
岡部哲昭外六百三十八名

紹介議員 田淵 哲也君
この請願の趣旨は、第一九四九号と同じである。

第二七九六号 昭和四十七年六月六日受理
高速道路三ツ沢線(横浜二号线)の計画路線変更
に関する請願

請願者 横浜市区南軽井沢五 山田雄造
外四十一名
紹介議員 鈴木 一弘君

高速道路三ツ沢線(横浜二号线)建設については、
本路線の立案、計画決定、事業決定、事業施行、
収用法の裁決申請の過程において、行政権が乱用
されて、幾多の違法の事実が行政詐術によつて行
政の暴力と化し、住民の権利が犯されているの
で、本事業決定の取消、事業中止、路線の再審
議、計画の変更について、建設大臣を通じて首都
高速道路公団、神奈川県都市計画地方審議会に勧告
されるよう要望する。(別紙資料添付)

六月十六日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案
(衆)

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案
宅地建物取引業法の一部を改正する法律

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十
六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第六章 監督(第六十五条―第七十二
条)」を「第五章の二 宅地建物取引業保証協会
(第六十四条の二―第六十四条の二十五)」に改める。
第二十五条第二項中「十万円」を「五十万円」
に、「五万円」を「二十五万円」に改める。
第三十五条第一項各号列記以外の部分中「宅地
若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方
若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者
が行なう媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各
当事者」の下に「(以下「宅地建物取引業者の相手

方等」という。)を加え、同項中第十号を第十一
号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 支払金又は預り金(宅地建物取引業者の相
手方等からその取引の対象となる宅地又は建
物に關し受領する代金、交換差金、借貸その
他の金銭(第四十一条第一項の規定により保
全の措置が講ぜられている前金を除く)であ
つて建設省令で定めるものをいう。以下同
じ)を受領しようとする場合において、第六
十四条の三第二項の規定による保証の措置そ
の他建設省令で定める保全措置を講ずるかど
うか、及びその措置を講ずる場合におけるそ
の措置の概要
第三十五条の次に次の一条を加える。
(供託所等に関する説明)
第三十五条の二 宅地建物取引業者は、宅地建物
取引業者の相手方等に対して、当該売買、交換
又は貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅
地建物取引業者が第六十四条の二第二項の規定
により指定を受けた社団法人の社員でないとき
は第一号に掲げる事項について、当該宅地建物
取引業者が同条同項の規定により指定を受けた
社団法人の社員であるときは、第六十四条の八
第一項の規定により建設大臣の指定する弁済業
務開始日前においては第一号及び第二号に掲げ
る事項について、当該弁済業務開始日以後にお
いては第二号に掲げる事項について説明をする
ようにしなければならない。
一 営業保証金を供託した主たる事務所のもよ
りの供託所及びその所在地
二 社員である旨、当該社団法人の名称、住所
及び事務所の所在地並びに第六十四条の七第
二項の供託所及びその所在地
第四十七条各号列記以外の部分中「宅地若しく
は建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しく
は代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行な
う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事
者」を「宅地建物取引業者の相手方等」に改める。
第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 宅地建物取引業保証協会
(指定)

第六十四条の二 建設大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条第一項各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行なうことができるものと認められるときは、この章に定めるところにより同項各号に掲げる業務を行なう者として、指定することができる。

- 一 申請者が民法第三十四条の規定により設立された社団法人であること。
- 二 申請者が宅地建物取引業者のみを社員とするものであること。
- 三 申請者が第六十四条の二十二第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。
- 四 申請者の役員のうち次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 第五条第一項第一号から第四号までの一に該当する者

ロ 指定を受けた者(以下この章において「宅地建物取引業保証協会」という。)が第六十四条の二十二第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該取消しの日前三十日以内にその役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないもの

2 建設大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該宅地建物取引業保証協会の名称、住所及び事務所の所在地並びに第六十四条の八第一項の規定により建設大臣の指定する弁済業務開始日を官報で公示するとともに、当該宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者が免許を受けた都道府県知事にその社員である旨を通知するものとする。

3 宅地建物取引業保証協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を建設大臣に届け出なければならぬ。

4 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

5 第一項の指定の申請に関し必要な事項は、建設省令で定める。

(業務)

第六十四条の三 宅地建物取引業保証協会は、次の各号に掲げる業務をこの章に定めるところにより適正かつ確実に実施しなければならない。

一 宅地建物取引業者の相手方等からの社員の取り扱った宅地建物取引に係る取引に関する苦情の解決

二 取引主任者その他宅地建物取引業の業務に従事する者に対する研修

三 社員と宅地建物取引業に関し取引をした者(社員とその者が社員となる前に宅地建物取引業に関し取引をした者を含む。)の有するその取引により生じた債権に関し弁済をする業務(以下「弁済業務」という。)

2 宅地建物取引業保証協会は、前項の業務のほか、社員である宅地建物取引業者との契約により、当該宅地建物取引業者が受領した支払金又は預り金の返還債務その他宅地建物取引業に関する債務を負うこととなつた場合においてその返還債務その他宅地建物取引業に関する債務を連帯して保証する業務(以下「一般保証業務」という。)を行なうことができる。

3 宅地建物取引業保証協会は、建設省令の定めるところにより、その業務の一部を、建設大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

(社員の加入等)

第六十四条の四 一の宅地建物取引業保証協会の社員である者は、他の宅地建物取引業保証協会の社員となることができない。

2 宅地建物取引業保証協会は、新たに社員が加入し、又は社員がその地位を失つたときは、直ちに、その旨を当該社員である宅地建物取引業者が免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

3 宅地建物取引業保証協会は、社員が社員とな

る前(第六十四条の八第一項の規定により建設大臣の指定する弁済業務開始日前に社員となつた者については当該弁済業務開始日前)に当該社員と宅地建物取引業に関し取引をした者の有するその取引により生じた債権に関し同項の規定による弁済が行なわれることにより弁済業務の円滑な運営に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該社員に対し、担保の提供を求めることができる。

(苦情の解決)

第六十四条の五 宅地建物取引業保証協会は、宅地建物取引業者の相手方等から社員の取り扱った宅地建物取引に係る取引に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該社員に対し当該事情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 宅地建物取引業保証協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該社員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 社員は、宅地建物取引業保証協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がある場合でなければ、これを拒んではならない。

4 宅地建物取引業保証協会は、第一項の申出及びその解決の結果について社員に周知させなければならない。

(宅地建物取引業に関する研修)

第六十四条の六 宅地建物取引業保証協会は、一定の課程を定め、取引主任者の職務に関し必要な知識及び能力についての研修その他宅地建物取引業の業務に従事する者に対する宅地建物取引業に関する研修を実施しなければならない。

(弁済業務保証金の供託)

第六十四条の七 宅地建物取引業保証協会は、第六十四条の九第一項又は第三項の規定により弁

済業務保証金分担保の納付を受けたときは、その日から一週間以内に、その納付を受けた額に相当する額の弁済業務保証金を供託しなければならない。

2 弁済業務保証金の供託は、法務大臣及び建設大臣の定める供託所にしなければならない。

3 第二十五条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により供託する場合に準用する。この場合において、同条第四項中「その旨をその免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に」とあるのは、「当該供託に係る社員である宅地建物取引業者が免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に当該社員に係る供託をした旨を」と読み替へるものとする。

(弁済業務保証金の還付等)

第六十四条の八 宅地建物取引業保証協会の社員と宅地建物取引業に関し取引をした者(社員とその者が社員となる前に宅地建物取引業に関し取引をした者を含む。)は、その取引により生じた債権に関し、当該社員が社員でないとしたならばその者が供託すべき第二十五条第二項に規定する営業保証金の額に相当する額の範囲内(当該社員について、すでに次項の規定により認定した額があるときはその額を控除し、第六十四条の十第二項の規定により納付を受けた還付充当金があるときはその額を加えた額の範囲内)において、当該宅地建物取引業保証協会が供託した弁済業務保証金について、当該宅地建物取引業保証協会について建設大臣の指定する弁済業務開始日以後、弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利を有する者がその権利を行使しようとするときは、同項の規定により弁済を受けることができる額について当該宅地建物取引業保証協会の認定を受けなければならない。

3 宅地建物取引業保証協会は、第一項の権利の実行があつた場合においては、法務省令・建設省令で定める日から二週間以内に、その権利の実行により還付された弁済業務保証金の額に相

当する額の弁済業務保証金を供託しなければならない。

4 前条第三項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

5 第一項の権利の実行に關し必要な事項は法務省令・建設省令で、第二項の認証に關し必要な事項は建設省令で定める。

(弁済業務保証金分担金の納付等)

第六十四条の九 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに、弁済業務保証金に充てるため、弁済業務保証金分担金を当該宅地建物取引業保証協会に納付しなければならない。

一 宅地建物取引業者で宅地建物取引業保証協会に加入しようとする者、その加入しようとする日

二 第六十四条の二第一項の規定による指定の日にその指定を受けた宅地建物取引業保証協会の社員である者、前条第一項の規定により建設大臣の指定する弁済業務開始日の一月前

2 前項の弁済業務保証金分担金の額は、主たる事務所につき十万円、その他の事務所につき事務所ごとと五万円の割合による金額の合計額とする。

3 宅地建物取引業保証協会の社員は、第一項の規定による弁済業務保証金分担金を納付した後、新たに事務所を設置したとき(第七条各号の一に該当する場合において事務所の増設があつたときを含むものとする。)は、その日から二週間以内に、当該事務所につき前項に規定する割合の金額の弁済業務保証金分担金を当該宅地建物取引業保証協会に納付しなければならない。

4 宅地建物取引業保証協会の社員は、第一項第二号に規定する期日までに、又は前項に規定する期間内に、これらの規定による弁済業務保証金分担金を納付しないときは、その地位を失う。(還付充当金の納付等)

第六十四条の十 宅地建物取引業保証協会は、第六十四条の八第一項の権利の実行により弁済業務保証金の還付があつたときは、当該還付に係る社員又は社員であつた者に対し、当該還付額に相当する額の還付充当金を宅地建物取引業保証協会に納付すべきことを通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた社員又は社員であつた者は、その通知を受けた日から二週間以内に、その通知された額の還付充当金を当該宅地建物取引業保証協会に納付しなければならない。

3 宅地建物取引業保証協会の社員は、前項に規定する期間内に第一項の還付充当金を納付しないときは、その地位を失う。(弁済業務保証金の取りもどし等)

第六十四条の十一 宅地建物取引業保証協会は、社員が社員の地位を失つたときは当該社員であつた者が第六十四条の九第一項及び第三項の規定により納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額の弁済業務保証金を、社員がその一部の事務所を廃止したため当該社員につき同条第一項及び第三項の規定により納付した弁済業務保証金分担金の額が同条第二項に規定する額をこえることになつたときはその超過額に相当する額の弁済業務保証金を取りもどすことができる。

2 宅地建物取引業保証協会は、前項の規定により弁済業務保証金を取りもどしたときは、当該社員であつた者又は社員に対し、その取りもどした額に相当する額の弁済業務保証金分担金を返還する。

3 前項の場合においては、当該社員が社員の地位を失つたときは次項に規定する期間が経過した後、宅地建物取引業保証協会が当該社員であつた者又は社員に対して債権を有するときはその債権に關し弁済が完了した後に、宅地建物取引業保証協会が当該社員であつた者又は社員に關し第六十四条の八第二項の規定による認証をしたときは当該認証した額に係る前条第一項

の還付充当金の債権に關し弁済が完了した後、前項の弁済業務保証金分担金を返還する。

4 宅地建物取引業保証協会は、社員が社員の地位を失つたときは、当該社員であつた者に係る宅地建物取引業に關する取引により生じた債権に關し第六十四条の八第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に同条第二項の規定による認証を受けるため申し出るべき旨を公示しなければならない。

5 宅地建物取引業保証協会は、前項に規定する期間内に申出のなかつた同項の債権に關しては、第六十四条の八第二項の規定による認証をすることができない。

6 第三十条第三項の規定は、第一項の規定により弁済業務保証金を取りもどす場合に準用する。(弁済業務保証金準備金)

第六十四条の十二 宅地建物取引業保証協会は、第六十四条の八第三項の規定により弁済業務保証金を供託する場合において還付充当金の納付がなかつたときの弁済業務保証金の供託に充てるため、弁済業務保証金準備金を積み立てなければならない。

2 宅地建物取引業保証協会は、弁済業務保証金(第六十四条の七第三項及び第六十四条の八第四項において準用する第二十五条第三項の規定により供託された有価証券を含む。)から生ずる利息又は配当金を弁済業務保証金準備金に繰り入れなければならない。

3 宅地建物取引業保証協会は、第六十四条の八第三項の規定により弁済業務保証金を供託する場合において、第一項の弁済業務保証金準備金をこれに充ててなお不足するときは、その不足額に充てるため、社員に対し、その者に係る第六十四条の九第二項に規定する弁済業務保証金分担金の額に応じ特別弁済業務保証金分担金を宅地建物取引業保証協会に納付すべきことを通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた社員は、その通知を受け

た日から一月以内に、その通知された額の特別弁済業務保証金分担金を当該宅地建物取引業保証協会に納付しなければならない。

5 第六十四条の十第三項の規定は、前項の場合に準用する。

6 宅地建物取引業保証協会は、弁済業務保証金準備金を第六十四条の八第三項の規定による弁済業務保証金の供託に充てた後において、第六十四条の十第二項の規定により当該弁済業務保証金の供託に係る還付充当金の納付を受けたときは、その還付充当金を弁済業務保証金準備金に繰り入れなければならない。

7 宅地建物取引業保証協会は、弁済業務保証金準備金の額が建設省令で定める額をこえることとなるときは、建設大臣の承認を受けて、その超過額の弁済業務保証金準備金を取りくずすことができる。

(営業保証金の供託の免除)

第六十四条の十三 宅地建物取引業保証協会の社員は、第六十四条の八第一項の規定により建設大臣の指定する弁済業務開始日以後においては、宅地建物取引業者が供託すべき営業保証金を供託することを要しない。

(供託を免除された場合の営業保証金の取りもどし)

第六十四条の十四 宅地建物取引業者は、前条の規定により営業保証金を供託することを要しなくなつたときは、供託した営業保証金を取りもどすことができる。

2 第三十条第三項の規定は、前項の規定により営業保証金を取りもどす場合に準用する。

(社員の地位を失つた場合の営業保証金の供託)

第六十四条の十五 宅地建物取引業者は、第六十四条の八第一項の規定により建設大臣の指定する弁済業務開始日以後に宅地建物取引業保証協会の社員の地位を失つたときは、当該地位を失つた日から一週間以内に、第二十五条第一項から第三項までの規定により営業保証金を供託しなければならない。この場合においては、同条

第四項の規定の適用があるものとする。

施行するため必要があるときは、その必要の限度において、宅地建物取引業保証協会に対し、財産の状況又はその事業の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができ。

ばならない。この場合においては、同条第四項の規定の適用があるものとする。

二十二第二項の規定による公示の日から十年を経過する日までに第六十四条の八第一項の権利が実行されていないものに係る弁済業務保証金については、これを取りもどすことができる。

第六十四条の十六 宅地建物取引業保証協会は、毎事業年度開始前に（第六十四条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後すみやかに）、収支の見積りその他建設省令で定める事項を記載した事業計画書を作成し、建設大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第六十四条の二十一 建設大臣は、宅地建物取引業保証協会の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分違反したとき、又はその在任により当該宅地建物取引業保証協会が第六十四条の二第一項第四号に掲げる要件に適合しなくなるときは、当該宅地建物取引業保証協会に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

第六十四条の二十四 第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消され、又は解散した宅地建物取引業保証協会（以下この条及び次条において「旧協会」という。）は第六十四条の二十二第二項の規定による公示の日から一週間以内に、指定を取り消され、又は解散した日において社員であつた宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業に関する取引により生じた債権に關し、第六十四条の八第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に同条第二項の規定による認証を受けるため申し出るべき旨を公告しなければならない。

第三十條第三項の規定は、第一項の規定による公告及び前三項の規定による弁済業務保証金の取りもどしについて準用する。

2 宅地建物取引業保証協会は、事業年度ごとに、建設省令で定める様式による事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

第六十四条の二十二 建設大臣は、宅地建物取引業保証協会が次の各号の一に該当するときは、当該宅地建物取引業保証協会について公開による聴聞を行つた後、第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

2 旧協会は、前項の規定による公告をした後において、当該公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定する債権について、なお第六十四条の八第二項の規定による認証の事務を行なうものとする。

第六十四条の二十五 旧協会は、前条第三項から第五項までの規定により取りもどした弁済業務保証金、第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消され、又は解散した日（以下この条において「指定取消し等の日」という。）以後において第六十四条の十第二項の規定により納付された還付充当金並びに弁済業務保証金準備金（指定取消し等の日以後において第六十四条の十二第四項の規定により納付された特別弁済業務保証金分担保金を含む。）を指定取消し等の日に社員であつた者に対し、これらの者に係る第六十四条の九第二項に規定する弁済業務保証金分担保金の額に應じ、建設省令の定めるところにより、交付する。

（一般保証業務）
第六十四条の十七 宅地建物取引業保証協会は、一般保証業務を行なう場合においては、あらかじめ、建設省令の定めるところにより、建設大臣の承認を受けなければならない。

（指定の取消し等）
第六十四条の二十二 建設大臣は、宅地建物取引業保証協会が次の各号の一に該当するときは、当該宅地建物取引業保証協会について公開による聴聞を行つた後、第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

2 旧協会は、前項の規定による公告をした後において、当該公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定する債権について、なお第六十四条の八第二項の規定による認証の事務を行なうものとする。

第六十四条の二十五 旧協会は、前条第三項から第五項までの規定により取りもどした弁済業務保証金、第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消され、又は解散した日（以下この条において「指定取消し等の日」という。）以後において第六十四条の十第二項の規定により納付された還付充当金並びに弁済業務保証金準備金（指定取消し等の日以後において第六十四条の十二第四項の規定により納付された特別弁済業務保証金分担保金を含む。）を指定取消し等の日に社員であつた者に対し、これらの者に係る第六十四条の九第二項に規定する弁済業務保証金分担保金の額に應じ、建設省令の定めるところにより、交付する。

2 宅地建物取引業保証協会は、一般保証業務を廃止したときは、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

（指定の取消し等）
第六十四条の二十二 建設大臣は、宅地建物取引業保証協会が次の各号の一に該当するときは、当該宅地建物取引業保証協会について公開による聴聞を行つた後、第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

2 旧協会は、前項の規定による公告をした後において、当該公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定する債権について、なお第六十四条の八第二項の規定による認証の事務を行なうものとする。

第六十四条の二十五 旧協会は、前条第三項から第五項までの規定により取りもどした弁済業務保証金、第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消され、又は解散した日（以下この条において「指定取消し等の日」という。）以後において第六十四条の十第二項の規定により納付された還付充当金並びに弁済業務保証金準備金（指定取消し等の日以後において第六十四条の十二第四項の規定により納付された特別弁済業務保証金分担保金を含む。）を指定取消し等の日に社員であつた者に対し、これらの者に係る第六十四条の九第二項に規定する弁済業務保証金分担保金の額に應じ、建設省令の定めるところにより、交付する。

3 第五十七条から第六十条までの規定は、一般保証業務を行なう宅地建物取引業保証協会に準用する。この場合において、第六十条中「政令」とあるのは、「建設省令」と読み替へるものとする。

（指定の取消し等）
第六十四条の二十二 建設大臣は、宅地建物取引業保証協会が次の各号の一に該当するときは、当該宅地建物取引業保証協会について公開による聴聞を行つた後、第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

2 旧協会は、前項の規定による公告をした後において、当該公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定する債権について、なお第六十四条の八第二項の規定による認証の事務を行なうものとする。

第六十四条の二十五 旧協会は、前条第三項から第五項までの規定により取りもどした弁済業務保証金、第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消され、又は解散した日（以下この条において「指定取消し等の日」という。）以後において第六十四条の十第二項の規定により納付された還付充当金並びに弁済業務保証金準備金（指定取消し等の日以後において第六十四条の十二第四項の規定により納付された特別弁済業務保証金分担保金を含む。）を指定取消し等の日に社員であつた者に対し、これらの者に係る第六十四条の九第二項に規定する弁済業務保証金分担保金の額に應じ、建設省令の定めるところにより、交付する。

（報告及び検査）
第六十四条の十八 第六十四条の規定は、宅地建物取引業保証協会について準用する。この場合において、同条第一項中「前金保証事業」とあるのは、「宅地建物取引業保証協会の業務」と読み替へるものとする。

（指定の取消し等）
第六十四条の二十二 建設大臣は、宅地建物取引業保証協会が次の各号の一に該当するときは、当該宅地建物取引業保証協会について公開による聴聞を行つた後、第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

2 旧協会は、前項の規定による公告をした後において、当該公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定する債権について、なお第六十四条の八第二項の規定による認証の事務を行なうものとする。

第六十四条の二十五 旧協会は、前条第三項から第五項までの規定により取りもどした弁済業務保証金、第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消され、又は解散した日（以下この条において「指定取消し等の日」という。）以後において第六十四条の十第二項の規定により納付された還付充当金並びに弁済業務保証金準備金（指定取消し等の日以後において第六十四条の十二第四項の規定により納付された特別弁済業務保証金分担保金を含む。）を指定取消し等の日に社員であつた者に対し、これらの者に係る第六十四条の九第二項に規定する弁済業務保証金分担保金の額に應じ、建設省令の定めるところにより、交付する。

（役員の変更等）
第六十四条の十九 宅地建物取引業保証協会の役員の変更及び解任並びに解散の決議は、建設大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

（指定の取消し等）
第六十四条の二十二 建設大臣は、宅地建物取引業保証協会が次の各号の一に該当するときは、当該宅地建物取引業保証協会について公開による聴聞を行つた後、第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

2 旧協会は、前項の規定による公告をした後において、当該公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定する債権について、なお第六十四条の八第二項の規定による認証の事務を行なうものとする。

第六十四条の二十五 旧協会は、前条第三項から第五項までの規定により取りもどした弁済業務保証金、第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消され、又は解散した日（以下この条において「指定取消し等の日」という。）以後において第六十四条の十第二項の規定により納付された還付充当金並びに弁済業務保証金準備金（指定取消し等の日以後において第六十四条の十二第四項の規定により納付された特別弁済業務保証金分担保金を含む。）を指定取消し等の日に社員であつた者に対し、これらの者に係る第六十四条の九第二項に規定する弁済業務保証金分担保金の額に應じ、建設省令の定めるところにより、交付する。

（改善命令）
第六十四条の二十 建設大臣は、この章の規定を

（指定の取消し等）
第六十四条の二十二 建設大臣は、宅地建物取引業保証協会が次の各号の一に該当するときは、当該宅地建物取引業保証協会について公開による聴聞を行つた後、第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

2 旧協会は、前項の規定による公告をした後において、当該公告に定める期間内に申出のあつた同項に規定する債権について、なお第六十四条の八第二項の規定による認証の事務を行なうものとする。

第六十四条の二十五 旧協会は、前条第三項から第五項までの規定により取りもどした弁済業務保証金、第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消され、又は解散した日（以下この条において「指定取消し等の日」という。）以後において第六十四条の十第二項の規定により納付された還付充当金並びに弁済業務保証金準備金（指定取消し等の日以後において第六十四条の十二第四項の規定により納付された特別弁済業務保証金分担保金を含む。）を指定取消し等の日に社員であつた者に対し、これらの者に係る第六十四条の九第二項に規定する弁済業務保証金分担保金の額に應じ、建設省令の定めるところにより、交付する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十五条第二項の改正規定及び附則第二

項から第四項までの規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 宅地建物取引業者は、第二十五条第二項の改正規定の施行の際に供託している営業保証金の額が改正後の宅地建物取引業法(以下「新法」という。)第二十五条第二項に規定する営業保証金の額に不足することとなる場合においては、第二十五条第二項の改正規定の施行の日から一月以内に、主たる事務所のもよりの供託所にその不足額を供託しなければならない。

3 新法第二十五条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

4 附則第二項の規定に違反した者は、新法第二十八条第一項の規定に違反したものとみなし、新法の規定を適用する。

昭和四十七年七月六日印刷

昭和四十七年七月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局